

第 4 章

これまでの取組みと今後の課題

施策の柱 1 子育て支援

子どもたちの健やかな育ちに向けて、教育・保育の質の確保、幼保小連携の充実、子ども参画型の多様な体験機会の充実、多様な主体の連携による重層的な子どもの居場所づくり、子ども自身が相談しやすい環境づくりなどが必要です。

1-1 保育及び教育環境の充実

これまでの取組み

(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

■就学前の教育・保育施設の設置状況

子ども・子育て支援新制度*施行に伴い、公立保育所19園及び公立幼稚園7園をすべて認定こども園*に移行し、民間事業者へも新制度への移行を働きかけることで、令和元年(2019年)5月現在の本市の就学前の教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園が43か所、幼稚園型認定こども園が6か所、保育所が44か所、事業所内保育事業が2か所、小規模保育事業が14か所、家庭保育所が5か所、幼稚園が19か所(うち13か所は従来制度の幼稚園)となっています。また、新規開設園に対しては、これまでの就学前の学校教育・保育の本市の取組みを継承するために、その考え方や趣旨を説明しています。

<就学前の教育・保育施設設置数(か所)>

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼保連携型認定こども園		(9)*	35	36	36	37	43
	公立	0	26	26	26	26	26
	民間	(9)*	9	10	10	11	17
幼稚園型認定こども園		0	2	3	4	5	6
保育所		57	32	35	41	50	44
	公立	19	0	0	0	0	0
	民間	38	32	35	41	50	44
事業所内保育事業		-	1	1	2	2	2
小規模保育事業A型		-	0	2	11	14	14
家庭保育所		9	9	8	7	5	5
私立幼稚園(新制度)		-	2	2	3	3	6
私立幼稚園(従来制度)		40	24	22	21	19	13
	公立	7	0	0	0	0	0
	民間	33	24	22	21	19	13

*再掲。保育所・幼稚園にも計上



■公立こども園の方針

平成28年(2016年)に策定した「公立こども園適正配置に向けた基本方針」に基づき平成30年(2018年)に策定した「『夢・はぐくむ』公立こども園整備計画」において、公立こども園の4つの機能を支える施設として再整備を行い、安心・安全な教育・保育環境を整え、子育て支援ニーズに対応できる質の高い保育サービスをめざしています。

(2) 就学前の学校教育・保育の質の向上

■一人ひとりの人権を大切に教育・保育

各就学前施設では、「豊中市人権保育基本方針」に基づいた教育・保育が行われており、また、公立・民間の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭に対して、市が人権保育研修会を実施しています。

＜就学前施設の職員研修の参加者数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	706人	1,252人	1,175人	1,798人	1,263人

近年、認可施設における新規事業者の参入や新たな施設形態の増加とともに施設数も増加してきたことから、本市では、各施設が実施する多様な教育・保育方針の中で、質の確保のために最低限必要な環境や関わり、子ども理解などについての評価の基準を定めることとし、平成30年(2018年)に公民協働のもと、「豊中市教育保育環境ガイドライン*」を作成しました。

■就学前施設の読書環境の整備

図書館では、児童発達支援センター等、図書館の利用が困難な施設や地域などへ、動く図書館が巡回することで、すべての子どもが本に親しめるよう取り組んでいます。幼稚園や認可保育施設の外、家庭保育所や認可外保育施設へ読み聞かせについての聞き取りと団体貸出を行い、環境整備を進めています。

■公立こども園の教育・保育の取組み

公立こども園では、保護者・地域住民の意向を踏まえ各園において特色ある教育活動を展開していくため、平成28年度(2016年度)から「公立こども園評議員会」を全26園に設置しています。

(3) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

■就学前から小学校へのつながりの支援

「小学校入学に向けて」を毎年度作成・配布し、小学校へ入学するまでに大切にしたいポイントや、小学校の生活・学習などがどのようにスタートしていくかを紹介しています。また、幼保小連絡協議会にて、各ブロックでの幼保小の実践事例を出しながら、子どもの実態や取り巻く状況等を課題に研究協議を実施しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

4 章 これまでの取組みと今後の課題

＜幼保小連絡協議会 夏期研修会の参加者数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	283人	216人	208人	192人	178人

■小学校から中学校へのつながりの支援

全中学校区で「小中一貫教育推進事業」を実施し、小・中学校9年間を見通した一貫性のある教育を充実させるため、英語教育や道徳教育、キャリア教育*等において、系統性・連続性を重視した教育活動を行っています。また、小学校高学年教科担任制や中学校教員による小学校への乗入れ授業等を実施し、小・中学校間の円滑な接続を図っています。

＜「小中一貫教育」推進事業 研修回数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回数	18回	23回	26回	40回	36回

(4) 学校教育の充実

令和元年(2019年)5月現在の小学校数は市立41校、私立1校の計42校、中学校数は市立18校、私立3校の計21校となっています。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊中市教育振興計画の推進を軸としながら、基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育環境などの整備に向けて取り組んでいます。

■確かな学力の向上

子どもの学力や学習状況を分析し、教育アドバイザーの派遣や、全小・中学校を対象とした「学力向上担当者連絡会」等を実施し、授業研究や校内研究体制の強化を組織的に推進しています。

また、生きた英語学習の環境づくりに向けた外国人英語指導助手の派遣、情報活用能力の育成に向けた大型モニター等のICT*機器の活用、「とよなかブックプラネット事業」により、学校図書館の機能や司書を生かした多様な読書・学習活動の支援を進めています。

＜全国学力・学習状況調査 「家で、自分で計画を立てて勉強をする」子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	56.1%	56.5%	56.2%	59.1%	62.9%
中学生	46.5%	49.4%	49.5%	51.0%	51.3%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

＜学校図書館教育の充実事業 資料運搬システム利用冊数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冊	114,018冊	106,622冊	105,949冊	105,682冊	107,692冊

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



■豊かな人間性を育む

子どもが自ら「考え・議論する」道徳教育の推進、小・中学生向けの男女平等教育啓発教材「To you」等の人権教育教材・資料等を活用した人権教育、コミュニケーション力や多文化共生の素地となる力の育成をめざす国際理解教育、中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向けて発表と意見交換を行う「中学生シンポジウム」等の取組みを行っています。

大阪音楽大学との連携による「サウンドスクール」は、学生等が授業や部活動で、鑑賞や指導等の支援を行っています。平成29年度(2017年度)からは、全公立こども園でも隔年で実施しています。

＜全国学力・学習状況調査 「人の役に立つ人間になりたい」と思う子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	93.7%	93.4%	93.8%	92.9%	94.7%
中学生	92.3%	92.5%	92.3%	89.5%	94.9%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

■生徒指導の充実

いじめの未然防止等を行うために平成31年(2019年)3月に改定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基づいて各学校が組織的な取組みを進めるとともに、各学校における「学校いじめ防止基本方針」を運用しながら教職員一人ひとりのいじめ問題に対する意識を高めています。

また、スクールソーシャルワーカー★を小・中学校に派遣し、コミュニケーションに関する課題や、長期欠席につながる課題の早期発見と解消に向けた取組みや、学習面や生徒指導上の課題等を踏まえ、多様化する課題に対応する組織づくりを行っています。

＜全国学力・学習状況調査

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と思う子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	95.5%	95.7%	95.5%	95.7%	96.2%
中学生	91.5%	91.0%	92.4%	90.3%	94.4%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

＜不登校児童・生徒の出現率＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	0.43%	0.51%	0.63%	0.55%	0.57%
中学生	2.66%	3.22%	3.44%	3.12%	2.51%

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

今後の課題

●教育・保育のさらなる質の向上

子ども・子育て支援新制度*がはじまって以来、急増した保育需要に応えるため、多様な保育形態や新規参入事業者による施設が多数できました。量の確保だけでなく、新規事業者においてもこれまで培ってきた豊中市の人権保育を継承し、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することが必要です。このため、「豊中市教育保育環境ガイドライン*」の活用を図るとともに、公民の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭に対する研修機会や相互連携の充実を図り、就学前の教育・保育のさらなる質の向上に向けての仕組みづくりが必要です。

●幼保小連携の充実

就学前から小学校への円滑な接続を図るため、昭和45年(1970年)から幼保小連絡協議会等を通じて、公立・民間を問わずすべての就学前施設と小学校との連携を進めていますが、教育課程・保育課程が改訂されたことを受け、より一層つながりある教育が求められています。

●小学校から中学校への円滑な接続

「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」(以下、「ニーズ等調査」とします。)によると、小学5年生が中学校進学後の「授業が難しく、ついていけないこと」「部活動や放課後の過ごし方が変わること」に対して不安を感じていることがわかりました。

引き続き、中学校生活をイメージできるような小・中学校間の段差解消の取組みが必要です。

●保育、教育、福祉、保健等の分野の連携

子どもや家庭が抱える課題が多様化・複雑化していることから、子どもの将来がその生まれ育った家庭環境等に左右されることがないように、保育・教育の中でも非認知能力を培うとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が、ともに中長期的な視点をもって連携しながら、子ども・家庭の課題解消への取組みを行う必要があります。

*は資料編「6 用語集」をご覧ください



1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

重点施策1 子どもの社会参加の促進

これまでの取組み

(1) 多様な人との交流や様々な体験活動の充実

■学校・公共施設等の身近な施設での取組み

地域の特性に応じた様々な取組みが行われており、ニーズ等調査によると、お祭りなどの地域行事に参加する子どもが増加傾向にあります。

「とよなか地域子ども教室」は、市内のほぼすべての小学校区で実施され、子どもと大人をあわせて年間延べ10万人以上が参加しています。多様な世代との交流、学習・スポーツ活動など様々な体験の機会があり、ニーズ等調査によると、子どもたちにとって、楽しい時間を過ごす場、やってみたいことに挑戦できる場となっています。

〈とよなか地域子ども教室 延べ参加者数〉

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども	96,627人	95,842人	96,860人	97,743人	87,249人
大人	45,726人	44,980人	43,443人	28,643人	22,829人

また、子どもの感性を伸ばし、創造性を育む機会として、本物の音楽やアートに触れるワークショップ「とよなかクリエイティブ・ガーデン」や、0歳から生の楽器演奏に触れることができる「ファミリーシビックジャズ」等の取組みを行っています。

■ボランティア体験機会の拡充

学校や社会福祉協議会及び社会福祉施設等が連携し、ボランティア体験等を実施するとともに、市や社会福祉協議会が実施する小・中学生向けの講座を掲載した「健康・福祉教育お役立ちガイド」を平成29年度(2017年度)に作成し、福祉共育★を推進しています。

また、平成27年度(2015年度)から若い世代の地域活動への参加を促進するために、ボランティアの情報提供や活動の場の提供、高校生と市民活動団体とのマッチングを行っています。

■青少年団体等の活動支援

千里図書館ではYAらぼ(10~20代のボランティア)の「YA!BOOKS通信」の企画編集等の活動を支援し、関連部局や高等学校と連携しながら取組みを行っています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

(2) 将来に向けた学びの場の提供

■キャリア教育*の推進

すべての公立小・中学校において、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力を育むため、ボランティア体験や職業体験などの体験学習を行い、各地域の子どもの実態に応じた学習を進めています。特に、中学校においては、多くの人とのふれあいや経験を通じて生徒一人ひとりが将来、自らの力で生き方を選択できるようになることをめざし、地域の事業所や施設などの協力を得て、職業体験や働く人への聞き取りを行っています。

＜全国学力・学習状況調査「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	56.4%	60.4%	66.7%	63.4%	62.2%
中学生	51.0%	52.1%	63.0%	55.8%	54.2%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

■読書活動を通じた想像力・学ぶ力の育成

豊中市子ども読書活動推進計画*の理念に基づき、図書館では、おはなし会を年間700回以上開催するとともに、子育てサロンやサークルへの絵本の出前講座、絵本や児童文学の作家を招いての絵本講座の実施、ビブリオバトル大会や「知的探究合戦 めざせ！図書館の達人」を開催しています。これらの取組みを通して、読書離れといわれる世代への関心を高めるとともに、調べ学習等の活動によって子どもの自ら学ぶ力が育まれるよう取り組んでいます。その他、子ども読書活動連絡会を通じて、市民、関係部局、関係機関と課題を共有・連携しながら、地域で子どもと本をつなぐ子ども文庫やよみきかせボランティアとともに読書環境の整備を進めています。

＜職業体験・読書に関わるボランティアへの参加人数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	248人	293人	294人	350人	301人

■成長・発達に関する正しい知識の提供

保健については、思春期の性やメンタルヘルス、医薬品や薬物について、子どもが正しい知識を身につけることができるよう保健所や学校などが連携して講座等を実施しています。なかでも、薬物乱用防止については、子どもたちがより身近に感じられるよう、平成30年度(2018年度)に、市内音楽事業者や府立豊島高校の生徒の協力のもと、オリジナル啓発楽曲「For LIFE～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」とプロモーションビデオを制作し、動画共有サイトや薬物防止教室等を通じて啓発しています。

■消費者教育推進の取組み

すべての年代の人が安全で安心な消費生活を送ることができ、消費者トラブルにあわないために、平成30年(2018年)に豊中市消費者教育推進計画を策定しました。小・中学



校での金銭教育やスマートフォンのトラブル防止に向けた出前教室など、年齢層にあわせた啓発活動を行っています。

■豊中市子ども健やか育み条例や子どもの人権の周知・啓発

平成25年(2013年)に策定した「豊中市子ども健やか育み条例」及び子どもの人権の周知・啓発を目的に平成26年度(2014年度)から小・中学校に出前講座を実施するとともに、毎年、市内すべての小学4年生に対して、同条例のリーフレットを配布し周知しています。

■次世代の親育成に向けた取組み

小・中学校・高等学校、地域等で実施している「明日の親のための講座」(卵のワークショップなど)や「高校生と乳幼児・保護者との交流会」を通して、命の大切さや親になることの責任について考える取組みを行っています。

また、子ども・若者を対象に、結婚から育児までの切れめない支援事業の一環として、平成27年度(2015年度)から、子ども・若者が「大人になること」や「仕事と生活(結婚・妊娠・出産・育児)」について考えるヒントとなる講座等を行う「ライフデザイン支援事業」を行っています。

(3) 子どもの社会参加の促進

■子どもの意見表明・情報発信

子育て・子育て支援を子どもの視点に立って実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聴き、その思いを汲み取って子どもを尊重した取組みにつなげていくことが大切です。「豊中市子育て・子育て支援行動計画」の毎年度の進行管理の一環として、学校や公民館、児童発達支援センター、とよなか国際交流センターなどへ市職員が出向き、子どもや保護者に子育て・子育て支援についての説明・情報提供を行い、意見を聴いています。本計画の策定においても、子どもを対象としたアンケート調査だけでなく、ヒアリングを実施しました。

また、子どもが積極的に意見を表明する機会や、地域の中で子どもが社会参加できる機会の拡充のため、様々な機関において、職業体験など子どもの体験機会の提供を行っています。このうち、平成28年度(2016年度)から毎年夏休みに実施している「夏休み子どもワークショップ」では、市の子育て・子育て支援事業や公民館、図書館の仕事について学び、子どもたちが意見を発表できる機会としています。

その他、環境や産業などの様々な分野において、子どもの社会参加に関わる事業は増加傾向にあり、子どもたちが地域を取材して情報誌を作成する等の地域主体の取組みもみられます。

<子どもの社会参加に関わる事業数>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業数	17事業	25事業	33事業	33事業	38事業

■若者向けの選挙啓発

平成28年(2016年)に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、選挙管理委員会では、市内の小・中学校・高等学校・大学などの学生を対象に、選挙の仕組みの説明や模擬投票等を行う出前授業「選挙はじめまして」を実施しています。

今後の課題**●子どもの交流・体験機会の充実**

ニーズ等調査によると、小・中学生が学校教育以外で体験する活動が、多くの分野において前回調査に比べて減少しています。一方で、子どもや保護者に対するヒアリングにおいては、多世代で交流する機会やボランティア活動を行う機会の充実を求める意見がありました。引き続き、地域の多様な主体と連携しながら、子どもたちの心豊かな育ちを支える交流と体験の機会や、子どもが自分たちで考えて遊び、交流できる仕組みづくりの検討、その後も継続して自主的に参加するような働きかけ、様々な分野で子どもが意見表明できる機会の拡充が必要です。

「とよなか地域子ども教室」では、地域のボランティアにより様々な体験プログラムが実施されており、地域の子どもと大人の交流の機会となっています。より多くの子どもたちが参加できるよう、新たなプログラムの導入などを地域とともに検討していくことが必要です。

●地域における担い手の支援

地域での取組みの多くで、スタッフが固定化してしまっていることや担い手不足が課題となっています。関係機関が連携し、各機関の特徴を生かした取組みの充実を図るとともに、地域人材の育成、多様な子どもの居場所づくりに関わる団体と連携するなど、運営を支援する仕組みが必要です。

●消費者教育の充実

安全で安心な消費生活が送れるように、就学前であれば食育や子どもの事故について、小・中学生であれば金銭管理や情報機器関連トラブルに関する事など、年代に応じた消費者教育を行うことが必要です。特に令和4年(2022年)4月から成人年齢が18歳に引き下げられることにあわせて、18歳の若者が契約の当事者となり、様々な消費者トラブルの増加が危惧されるため、被害を未然に防止するための契約等の知識の普及啓発が必要です。

●若者世代の取組み支援

若い世代の地域活動への参加促進や、課題を抱える若者の自立支援に向けて、子どもの育ちの連続性・系統性の視点を持ち、より多くの支援団体や高校等の協力を得るとともに、日常的な居場所が少ないといわれる若者世代の交流・体験機会の充実に向けて、



日常的な取組みを確保していく必要があります。その取組みの機会確保に向けては、小・中学生等を対象とした居場所づくりのボランティア活動につなぐ等、子ども・若者支援施策の切れめがないよう連携を進めることが必要です。

●子どもが主体的に参加する仕組みづくり

様々な分野で子どもが参加する機会の提供に進めていますが、子どもが地域の取組みや市の事業に主体的に参加し、意見表明する機会の提供については、まだ拡充の必要があります。今後は、様々な取組み・事業の中で子どもの最善の利益を優先的に考慮し、子どもの居場所づくり等の施策を通じて、子どもが主体的に活動できる機会の重要性を啓発し、子どもの参画を促進する人材育成等に取り組むことで、子どもが社会の一員として積極的に関わることができる機会を拡充していくことが必要です。

1-3 子どもの居場所づくり

これまでの取組み

(1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりへの支援

- ◆「施策の柱2 子育て支援」の「2-1 地域の子育て環境の整備」、「2-2 子育てに必要な情報提供等」、「2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援」等に記載しています。

(2) 放課後の子どもの居場所づくりの充実（「放課後子ども総合プラン」の推進）

■学校を拠点とした子どもの居場所づくり

「放課後こどもクラブ」は、ニーズ等調査によると、子どもたちにとって友だちと過ごせる楽しい場となっていることがわかります。実施体制としては、平成28年度(2016年度)から毎週土曜日の開設を実施し、学校休業日の開設時間を午前8時から午後7時までに拡大しています。また、クラブ入会児童数は増加傾向で、現在は約4人に1人の割合で入会しており、今後も増加が見込まれます。

＜豊中市放課後こどもクラブ事業 入会率＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入会率	21.0%	22.4%	24.2%	25.0%	26.2%

また、すべての小学生が放課後を安全・安心に過ごしながら、自主的に自由に遊ぶことができるよう、平成28年度(2016年度)から市内の一部の小学校をモデル校として放課後居場所づくり事業を実施しています。各校には見守り員を配置し、給食実施日の授業終了後から2時間校庭開放を行っています。

■関連事業の連携と体制づくり

放課後子ども総合プランに基づく、とよなか地域子ども教室と放課後こどもクラブの一体的な運営については、両事業の関係者による打合せを行ったり、とよなか地域子ども教室の開催案内を放課後こどもクラブで配布したりする等、校区の実情に応じた情報共有や相互の連携・協力を行っています。

また、学校を拠点に地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するため、学校・家庭・地域の連携協力により、子どもの居場所づくりや学校支援の一体的な取組みを段階的に進めます。



(3) 子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

■ 公共施設・地域の特性を生かした居場所づくり

学校においては、前項の他、学校体育施設開放事業（遊び場開放）を実施し、子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりを進めています。

公共施設として、土曜・日曜も自由に利用できる図書館は、広く子どもを含めた市民に開かれており、一部の図書館では、子どもの居場所や学習スペースとして利用できる取組みを行っています。また、図書館から放課後こどもクラブや人権まちづくりセンターの児童館など子どもの居場所に団体貸出の本を定期的に配本しています。人権まちづくりセンターの児童館では、様々な体験をする機会の提供と、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行っています。その他、青年の家いぶきや少年文化館、公民館、男女共同参画推進センターすてっぷ等では、自習室の開放を行うなど、施設の状況に応じて子どもが地域の中で安全に、安心して遊びや学習などの活動ができる機会づくりを実施しています。

■ (仮称) 南部コラボセンターの開設に向けた取組み

平成26年(2014年)に策定した(仮称)南部コラボセンター基本構想に基づき、段階に応じて地域や関係者への説明会等を開催しながら建設に向けて具体的な取組みを進めています。魅力ある学校づくり計画とともに、市南部地域が抱える顕著な少子高齢化等の課題を解消し、地域の活性化をめざしています。

■ 多様な主体による子どもの居場所づくり

平成28年度(2016年度)から3年間、社会福祉協議会への補助事業として「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」を実施しました。市内の多様な主体による子ども食堂のネットワーク化を図り、研修会等の開催、食材提供等の支援を行い、地域の子どもの現状・課題の見える化、新たな主体による支援者の拡大、子どもが多様な大人とつながる場の推進等につながっています。

また、無料・低額の学習支援を行う団体への支援としては、平成29年度(2017年度)から学習支援ネットワーク会議を実施し、各団体の取組みの現状や課題などの情報や、それぞれがもつ資源等を共有するネットワークを構築することで、各団体の課題の解決をめざしています。

平成30年度(2018年度)に実施した「子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究」では、NPO*と協働で子どもの居場所に関する子どもの実態や子ども支援に関わる課題等を調査し、今後の子ども・若者の居場所の充実と、子どもを見守るための学校を核としたセーフティーネット構築にかかる施策展開の検討を行いました。令和元年度(2019年度)には、それらの結果を踏まえた「子どもの居場所ネットワーク事業」を、同法人と協働で実施し、子どもの居場所に関する団体・個人の支援、市域または地域の特性に応じたネットワークの構築等を推進しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

今後の課題

●子どものニーズに寄り添った居場所づくりの展開

ニーズ等調査によると、雨の日に遊べたり、遊具がたくさんあったり、球技などのスポーツが自由にできる場所を求める子どもが多く、この課題は、前回調査と変わらない状況にあります。また、子どもに対するヒアリングでは、友だちと話したり、自習したりするための、屋内で自由に集まることができる場所を求める意見が多くありました。子どもたちのニーズを踏まえ、今後の子どもの居場所づくりの方向性を検討し関係機関と共有するとともに、市の公共施設等についても整理が必要です。

●放課後こどもクラブの質の向上

放課後こどもクラブについては、近年、全児童に占める入会率が上昇しており、今後もその傾向が続くと考えられます。また、転入世帯の多い地域のクラブでは利用児童の増加により弾力的な定員設定となっているところがあり、子どもや保護者へのヒアリングでも部屋が窮屈で環境がよくないという意見がありました。引き続き、利用ニーズに応じたクラブの運営に努めるとともに、子どもにとってより過ごしやすい環境となるように心がけていく必要があります。

●学校を拠点とした居場所づくりの充実

子どものニーズに寄り添うため、地域の特性や利用状況等を踏まえ、とよなか地域子ども教室、放課後こどもクラブ、放課後居場所づくり事業など、子どもの居場所に関わる事業や実施主体間の連携をより進め、より多くの子どもが参加できるよう一体的な子どもの居場所づくりを図っていく必要があります。また、減少傾向にある子どもの体験機会の確保に向けて、学校外で取り組む活動団体との連携を検討する必要があります。

また、学校・家庭・地域の連携協力により、子どもの居場所づくりや学校支援の取り組みを一体的に推進していく必要があります。

(仮称)庄内さくら学園については、今後、学校運営が定まっていくことにあわせて、地域の担い手同士のつながりを進め、新たな仕組みを導入できるよう進めていく必要があります。

●多様な主体による子どもの居場所づくりの充実

ニーズ等調査によると、子ども食堂に行ったことがある子どもは小・中学生の約3%でした。行ってみたいと思わない子どもは約50%であり、その理由は、近くにないからと、どんな所かわからないからが多くなっています。子ども食堂を、子どもにとって身近な居場所とするためには、子どもの居場所づくりが全小学校区で展開されるよう活動者の支援を行うことや、気軽に参加できるよう取組みについて子どもへの周知が必要です。



子ども食堂や無料・低額の学習支援団体等の子どもの居場所運営団体は、地域とのつながりや人的・経済的な資源が不足しているなどの状況があるため、今後は、市域のみならず一定の地域を対象としたネットワーク構築による地域課題の共有、企業や大学等との連携による資源の安定化を図る等の公民協働の取り組みが必要です。

●若者世代の居場所の充実

ニーズ等調査によると、家で安心して安らげる高校2年生相当年齢の子どもが前回調査に比べて減少しています。若者世代が利用できる居場所が少ないといわれる一方で、公共施設の若者世代の利用が少ない現状があるため、時間帯で優先的な対象者を分けるタイムシェアによる公共施設の有効活用や、幼少期からの関わりを維持し中高生や若者の世代になってもつながり続けることができるような仕組みが必要です。

●子どもを支える担い手の支援

子どもの居場所の運営においては、孤立や虐待、貧困等が見えにくく実態を捉えづらい家庭背景の課題を抱える子どもを発見し、支援につなぐことが重要です。また、子どもの社会参加や様々な居場所等での参画を促進することも重要です。子どもたちへのより丁寧な対応に向けて、公民問わず、すべての大人に専門的な知識の学習、資質向上の機会を提供し、人材の育成を行うことが必要です。

1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備

重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

これまでの取組み

(1) 子どもの相談窓口体制の整備

■365日24時間のこども専用フリーダイヤル開設

豊中市子ども健やか育み条例に基づき、子どもの人権を尊重し、安心して相談できる窓口として、平成27年度(2015年度)に「こども総合相談窓口」(すこやかプラザ内)を設置し、0～18歳になるまでの子どもと家庭に関わる様々な相談に対応しています。平成28年度(2016年度)には子どもが容易に相談できるようこども専用フリーダイヤルを開設し、平成29年度(2017年度)にはさらに電話受付時間を365日24時間に拡大しました。休日や夜間も利用できるようになり、相談件数は大きく増加しています。なお、こども専用フリーダイヤルの夜間・休日部分は児童養護施設に委託しています。

<こども総合相談窓口 子どもからの相談件数(対象者別)>

	小学生		中学生	高校生年代	不明	合計
	低学年	高学年				
平成27年度	14件	16件	4件	2件	1件	37件
平成28年度	5件	9件	9件	7件	4件	34件
平成29年度	19件	27件	79件	53件	25件	203件
平成30年度	15件	93件	65件	144件	89件	406件

<こども専用フリーダイヤル 子どもからの相談件数(時間帯別)>

	平日昼間	平日夜間	土曜	日曜・祝日	合計
平成30年度	144件	144件	43件	75件	406件

■相談対応の専門性の向上

平成28年度(2016年度)からこども総合相談窓口の臨床心理士を増員するとともに、家庭児童相談の専門家による助言も受け、相談支援機能の充実に取り組みました。平成29年度(2017年度)からは夜間・休日部分の電話相談業務の受託法人とともに年2回の電話相談研修会と意見交換会を実施し、相談支援の連携と相談員の資質向上を進めています。



■子どもの相談・支援窓口同士の緊密な連携

子どもや子育て家庭が抱える課題が複合化・複雑化していることから、平成28年度(2016年度)に「こどもの相談支援ネットワーク会議」を設置し、各相談窓口の業務内容や相談内容、課題等の情報交換を行うことで、緊密な連携を推進するとともに相談支援員の資質向上を図っています。また、主な相談内容ごとに対応できる窓口と支援の内容を整理した「こどもの相談支援ガイド」を作成し、学校や関係機関向けに配布しています。

■教育と福祉の連携

豊中市地域福祉計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカー*とスクールソーシャルワーカー*との意見交換会や交流会、合同研修等を行い、児童・生徒やその家庭を取り巻く広範な福祉課題の解決に向けて、ネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行っています。

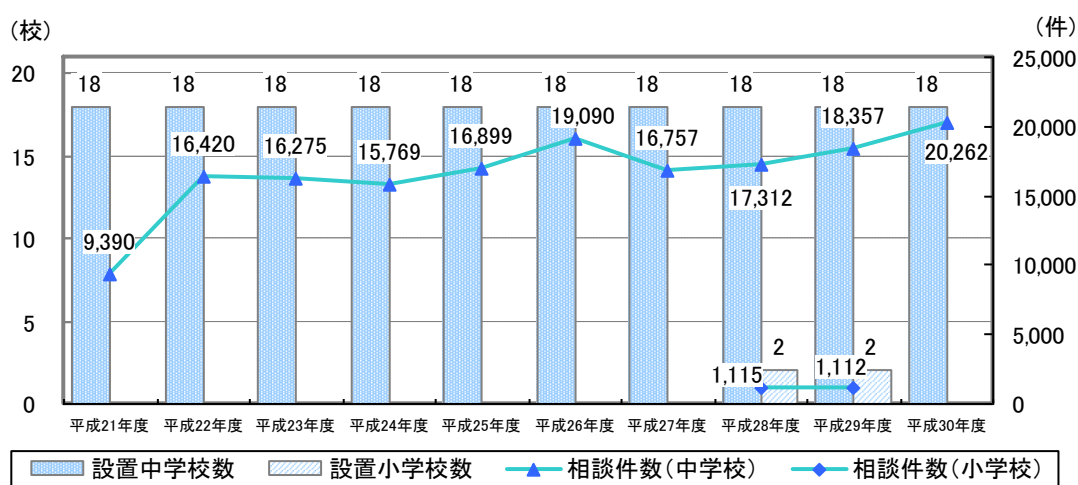
(2) 子どもの悩みへの取組みの推進

■スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカーの配置

気軽に相談できる体制づくりとして、中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、子どものいじめ・不登校・問題行動等、子どもが抱える様々な課題に対する相談支援を行っています。中学生だけでなく各校区の小学生や保護者、教員からの相談にも対応しており、相談件数は増加しています。

また、学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを派遣しています

＜スクールカウンセラーの状況＞



※平成28年度(2016年度)と平成29年度(2017年度)は小学校にも設置した。

資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ

4 章 これまでの取組みと今後の課題

＜スクールソーシャルワーカー★活用事業・不登校児童生徒の出現率＞

	豊中市					大阪府	全国
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度
スクールソーシャルワーカーの配置人数	4人	5人	6人	8人	12人	すべての市町村に配置	1,780人
スクールソーシャルワーカー活用時間数	1,080時間	1,254時間	1,950時間	2,164時間	2,736時間	—	—
不登校児童の出現率(小学生)	0.43%	0.51%	0.63%	0.55%	0.57%	—	—
不登校生徒の出現率(中学生)	2.66%	3.22%	3.44%	3.12%	2.51%	—	—

■子ども・若者のメンタルヘルス対策

豊中市メンタルヘルス計画の重点テーマのひとつである若年層の自殺対策の一環として、中学生を対象に「いのちの授業」を実施しています。朗読劇とミニライブを通じて「一人ひとりが必要な存在であること」「悩みは一人で抱え込まず誰かに相談することで解決への道が開くこと」を伝えるとともに、相談窓口案内カードを配布しています。

(3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

■相談窓口の周知

こども専用フリーダイヤルについては、子どもにとって身近に感じられるよう、名刺サイズの周知カードを作成し、学校を通じてすべての児童生徒に配布しています。また、相談窓口のリーフレットやカード、市のホームページに相談対応の流れの概要や取扱いについて記載し、安心して相談できる窓口づくりをしています。

(4) 社会参加を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

■子どもの未来応援施策の推進

平成26年(2014年)に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律とこれに基づく大綱に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、積極的に自分の生き方を選択し自立できるように必要な環境整備や教育を受ける機会均等を図ることを目的として、平成29年(2017年)に「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」を取りまとめました。

この取りまとめにあたって平成28年度(2016年度)に大阪府と共同で実施した子どもの生活に関する実態調査では、当価可処分所得別の集計で、本市の困窮度★I(貧困線未満)に該当する相対的に貧困状態にある世帯の割合は17.0%となっています。貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況を踏まえ、多機関・多職種と連携しながら、切れぬ支援に取り組むとともに、自立するための支援や選択肢の幅をもった、重層的な取り組みを展開しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方

重点事業

- 1 子どもの居場所づくりの推進
- 2 ひとり親家庭への相談支援の充実
- 3 学習支援の充実
- 4 学校と福祉の連携などによる、相談支援体制の充実

■子どもの学習支援

生活困窮世帯やひとり親家庭等、家庭が有する課題により将来の生き方・働き方に不安を感じている子どもを対象に、自ら進路に向かって学習する力を身につけることを目的に、無料・低額で参加できる学習支援の取組みを行っています。

■豊中市いじめ防止基本方針の推進

いじめに関しては、平成31年(2019年)3月に改定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」及び「豊中市いじめ防止等対策審議会」を開催し、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図るとともに、市及び学校のいじめの防止等の対策が実効性のあるものになっているか等の審議を行いました。

■若者支援

社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援を効果的に実施するため、平成27年度(2015年度)に「豊中市子ども・若者支援協議会」を設置し、関係機関等がより効果的・円滑に協働できる仕組みをつくりました。また、若者が希望に満ちた明るい未来を描くことができるよう、平成28年(2016年)に策定した「豊中市若者支援構想」の具体化を図り、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをさらに進めるため、平成30年(2018年)に「豊中市若者自立支援計画」を策定しました。(支援対象：10歳代の青少年から30歳代の若者)

■外国にルーツをもつ子どもへの支援

子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を尊重し、外国にルーツをもつ子どもが差別を受けることがないように、とよなか国際交流センターや教育関係者、行政機関などが連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツをもつ子どもに対する支援及び相談事業を行っています。

とよなか国際交流センターでは、「子ども母語教室」において、外国にルーツをもつ子どもたちが母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメント*を行っています。

岡町図書館では、世界のこどもの本の部屋などに50か国7,000冊の資料を備え、母語にふれる環境整備に取り組んでいます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

また、在日外国人教育として、「ことばとあそびのつどい」「小学生のためのハギハッキョ」などで自国の文化や言葉等を学ぶことによって民族的自覚と誇りを得られるよう支援しています。

今後の課題

●こども総合相談窓口のさらなる充実

ニーズ等調査では、こどもの総合相談窓口について、特に高校2年生相当年齢の子どもにおいてまだ周知が十分でないことがわかりました。また、相談窓口を利用しようと思わない理由として、「相談相手がどんな人かわからない」「わかってもらえるか不安」という意見が多く、子どもへのヒアリング調査では、悩みを誰にも相談できない子どもへの対策が必要という意見がありました。

子どもの相談窓口については、わかりやすさや、子どもが安心して相談できるような周知方法の工夫、より相談しやすい方法等の環境づくりが必要です。また、子どもからの相談には、家族からの虐待を訴える内容もあるため、相談担当職員が子どもの視点に立った慎重な対応が求められます。

●多職種・多機関が連携した切れ目のない支援

「こどもの相談支援ネットワーク会議」については、様々な課題や悩みを抱える子どもを支援するため、学校、保健、福祉などの多職種・多機関が連携し、情報交換を通じて関係機関の連携を深めるとともに、ケースを共有し、専門性を深めていくことが必要です。

社会的な援助が必要な子どもへの支援については、問題が複雑化する前に、できるだけ早期に状況を把握し、必要な支援策につなぐことが必要です。また、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう、家庭、就学前施設、小・中学校、関係機関等が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

●学力課題を有する子どもの生活環境の改善

貧困の世代間連鎖を断ち切るための取組みとして、学力課題を有する子どもについては、学力向上だけでなく学力課題の背景にある生活環境の改善に取り組むことが必要であり、教育と福祉の連携を推進する仕組みが必要です。

●地域の子どもの居場所との連携

家で一人で過ごす機会が多かったり、学校に行きづらかったりする等、家や学校に居場所がない子どもたちを受け止め、子どもの課題等に寄り添う子ども食堂のような地域の子どもの居場所が近年広がってきています。より多くの場面で課題を抱える子どもを発見し、支援することが重要であることから、学習や生活等の子どもを多面的に支援していくためには、地域の居場所の運営団体と学校や関係機関が連携する仕組みづくりが



必要です。そのためには、連携の土台となるネットワークの構築や個人情報の取扱いを制度化していく必要があります。

●子ども自身で将来を切り拓くことができる環境づくり

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、積極的に自分の生き方を選択し自立できるように必要な環境整備や教育を受ける機会均等を図る必要があります。そのためには、学力だけでなく、子どもの権利を学ぶ機会や、子どもが自ら自身のことを相談でき、日々の生活や様々な場面において積極的に関わっていく力を身につけるための環境づくりが必要です。

●若者支援とのつながり

子育て・子育て支援の対象年齢と若者支援の対象年齢は、重複かつ連続しているため、発達段階に応じた切れめのない支援を推進するために、引き続き、若者支援担当部局と教育及び児童福祉部局等が連携を進める必要があります。特に、子育て・子育て支援分野においては、義務教育修了や年齢（18歳）による制度の切れめなどで支援が途切れないように取り組む必要があります。また、必要に応じて、予防的な役割を担う子育て・子育て支援分野と、若者支援分野の連携を強化するため各計画の位置づけを検討していく必要があります。

施策の柱 2 子育て支援

地域で安心して子育てができるよう、気軽に集える親子の居場所づくり、孤立しがちな保護者に対する支援の充実、必要な人に必要な情報が届くような仕組みづくり、保育需要拡大に対応した保育定員・保育人材の確保などが必要です。

2-1 ① 地域の子育て環境の整備（身近に集える拠点づくり）

これまでの取組み

（1）身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

- 利用（参加）しやすい拠点（場）づくり
- 子育て家庭の仲間づくり・相互関係づくり

子育て支援センター及び親子の交流ひろば、市内16か所の地域子育て支援センターは、概ね1中学校区あたり1か所の身近な子育ち・子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、子育て講座の開催、遊び場（交流の場）の提供、ボランティア支援、ネットワークづくりに取り組んでいます。また、孤立しがちな他市から転入してこられた親子向けの事業も実施しています。

<地域子育て支援センター開設の経過>

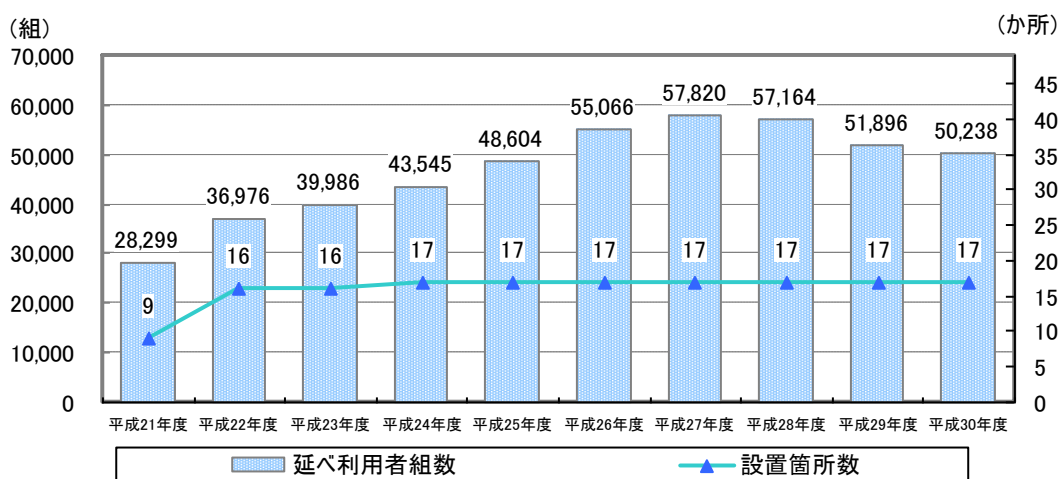
平成 8年 4月	西丘保育所内に地域子育て支援センター開設
平成12年10月	蛸池・島田保育所内に地域子育て支援センター開設
平成13年 4月	市立子育て支援センターほっぺを開設
平成15年 4月	豊中人権まちづくりセンター保育所内に地域子育て支援センター開設
平成16年 7月	ほっぺ内にこども家庭相談室を開設
平成18年 4月	豊南保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成20年 4月	東豊中保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成21年 2月	子育て支援センターほっぺが豊中市すこやかプラザ内に移転
4月	小曾根・北緑丘保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成22年10月	東丘・桜井谷・本町・旭丘・服部・野田・栄町保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成24年 4月	てしま幼稚園内に地域子育て支援センターを開設
平成27年 4月	市立保育所、幼稚園が認定こども園*へ移行 旭丘こども園地域子育て支援センター出張ひろば「たんぼぼルーム」を開設
平成28年 6月	桜井谷こども園地域子育て支援センター出張ひろば「さくらんぼルーム」を開設

※豊中市立てしま幼稚園内に設置されていた幼児教育支援センターたんぼぼは、平成24年度(2012年度)に地域子育て支援センターとし、実施していた事業については地域子育て支援センター事業へ移行した。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



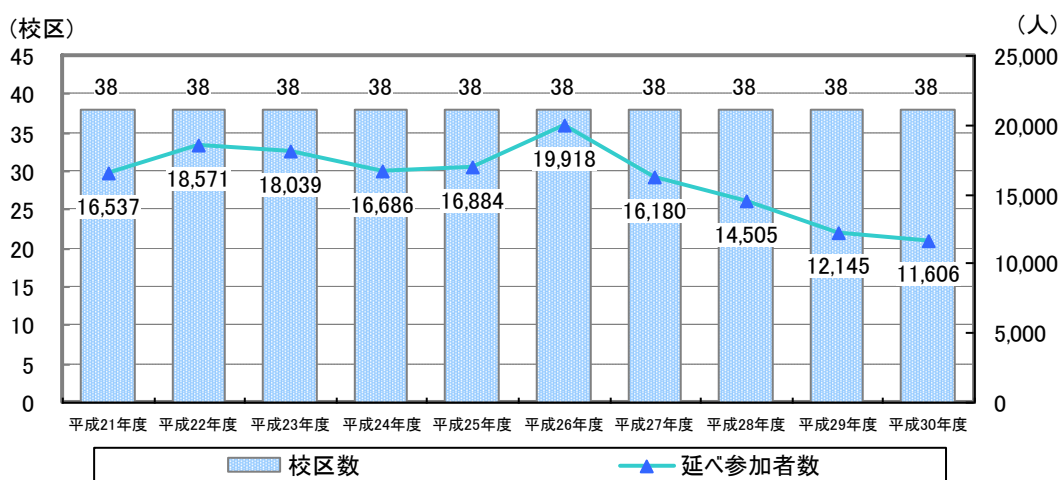
<子育て支援センター プレイルームの利用状況>



資料：豊中市こども相談課調べ

市内38か所で開催している子育てサロンでは、子育て家庭同士の交流や情報交換を行うことで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、各種子育て支援サービスにつなげています。近年は、子育てサロンの開催回数が減少し、延べ参加者数も平成26年度(2014年度)をピークに減少しています。

<子育てサロンの状況>



資料：豊中市社会福祉協議会調べ

※平成21年度(2009年度)は新型インフルエンザの影響で閉会したため参加者が減少した。

地域においては、就学前施設による園開放をはじめとした地域子育て支援事業や地域子育て支援センターの出張ひろばの実施に加えて、高齢者向け社会福祉施設など地域の多様な機関と連携しながら親子の集いの場を提供するなど、親子が身近で気軽に集える場の充実を行うことで、子育て家庭の孤立化の防止や子育ての不安感、負担感の軽減に取り組んでいます。

＜地域活動事業・地域に開かれた幼稚園事業（子育て支援事業）＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	90か所	92か所	98か所	120か所	128か所

地域の特色にあわせた活動として、転勤者が多い千里地域では、千里地域連携センター（千里コラボ）が「ベビーとママのための転勤族カフェ」を開催し、子育てや新生活についての語り合いを通して、不安感の軽減や仲間づくりにつなげています。

図書館では地域の親子が集う子ども文庫に団体貸出や情報提供を行って活動を支援しています。さらに、岡町・庄内・千里図書館ではとよなか国際交流センターと連携し、外国人親子を対象とする居場所として「おやこでにほんご」の活動場所を提供しています。

今後の課題

●孤立しがちな家庭とのつながりづくり

これまでも、地域との関わりが少なく孤立しがちな転入世帯や外国人市民などを対象に、子どもや保護者同士のつながりづくりや気軽に相談できる仕組みづくりに取り組んできましたが、今後においても、転入世帯や外国人市民の増加が予想されることから、引き続き、孤立しがちな家庭とのつながりづくりが必要です。



2-1② 地域の子育て環境の整備（地域のつながりづくり）

これまでの取組み

（1）地域子育て支援センターを中心とした地域子育て・子育てネットワークの充実

■地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会*

市内の全41小学校区で、地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会を年1回開催し、公立こども園を中心に保育教諭、コミュニティソーシャルワーカー*などが各地域における子育て環境についての課題共有や、参加機関、団体が実施している事業の情報共有を行っています。毎年継続して実施することで「顔の見える」関係ができ、地域の情報交換や課題を共有し、気になる親子に対して連携して支援したり、共催で事業を実施したり、地域ぐるみで子育て家庭を支える仕組みができています。

なお、ニーズ等調査では、子育てが地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」が就学前児童の76.7%、小学生の76.3%となり、いずれも前回調査に比べて高くなっています。

■豊中市子ども健やか育み条例の周知

子どもや子育てに関わる事業所の職員や地域住民に対して「豊中市子ども健やか育み条例」公開・出前講座を開催しています。

（2）地域における子どもの活動機会の充実

- ◆「1-2（1）多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供」
「1-3（3）子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供」に記載しています。

（3）地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

■家庭・地域の教育力の向上

青少年健全育成協議会や読み聞かせのボランティアなど、地域で子どもや子育て家庭を支援する団体において、研修会を開催し、地域の人材育成を図っています。

読書活動については、豊中市子ども読書活動推進計画*の理念に基づき、図書館が中核となって子ども読書活動連絡会を開催し、市民や関係部局、関係機関と地域の情報や課題を共有し、すべての子どもが安心して自由に読書を楽しめる環境づくりを進めています。毎年実施している子どもと本をつなぐボランティア講座では、子どもの育ちに大切なことを共有しながら読み聞かせについて学び、終了後は地域の活動につなげています。また、活動中のボランティアに対してもおはなしボランティアフォローアップ研修講座を実施し、活動の継続に必要な学びの支援をしています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

(4) 子どもの安全や非行防止への取組みの充実

■学警連絡会兼少年補導協働員会

学校、警察、協働員、子ども家庭センター等の関係機関が情報交換を行うことで、各小・中学校区において問題行動等を早期に発見・対処し、非行の未然防止と子どもの健全育成に取り組んでいます。

今後の課題

●地域全体で子育て家庭を見守る環境づくり

子育て家庭の支援に関して、地域ごとの課題を踏まえながら、教育・保育施設や地域住民などが一体となって取り組むため、子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会*を継続して開催し連携を深めることが重要です。また、新規開設の保育・教育施設等については、地域全体で子育て家庭を見守る意識醸成のためにも参加を呼びかけることが必要です。

●乳幼児の遊び場の充実

ニーズ等調査では、地域子育て支援拠点事業の利用希望が前回調査に比べて高くなっています。また、ヒアリング調査では、親子の集いの場について、「乳幼児を連れて遊びにいける場所が少ない」「屋内で遊べる場所がほしい」「保護者同士が出会える機会を増やしてほしい」という意見がありました。

乳幼児の遊び場を充実させるとともに親子が出会える機会の提供が必要です。

●地域特性に応じた子育て家庭の孤立防止

ニーズ等調査では、日頃子どもをみてもらえる人がいると回答した人に比べて、子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した人は子育てに関する不安・負担感を「感じる」と回答する割合が高くなりました。地域の様々な関係機関が連携し子育て家庭を支えるとともに、子育て中の親子が気軽に集える居場所や、地域とつながる仕組みづくりなど、身近に子育てを頼れる環境づくりが必要です。

また、子育て支援関連施設などが身近にない地域では、子育て家庭が孤立したり、育児不安を抱え込んだりしないための仕組みづくりが必要です。

●支援に関わる担い手の確保

地域で子どもや子育て家庭を支援する団体においては、活動の担い手の固定化・高齢化が進み、後継者となる担い手の確保が課題となっています。

*は資料編「6 用語集」をご覧ください



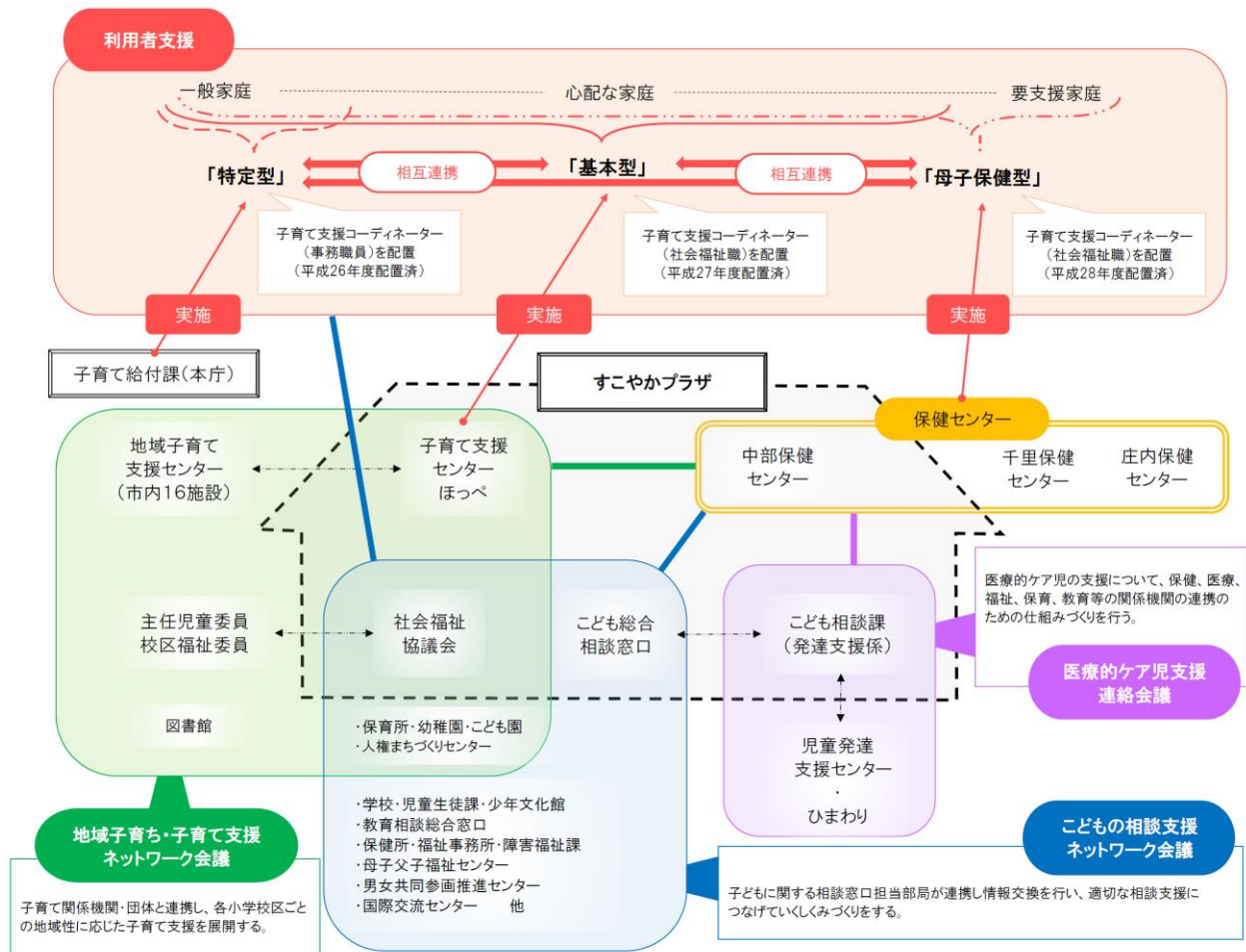
2-2① 子育てに必要な情報提供等（情報提供の充実）

これまでの取組み

(1) 利用者支援窓口の設置

子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業として、子育て支援センター（基本型）、市役所（特定型）、保健センター（母子保健型）に利用者支援窓口を設置し、子育て支援コーディネーター★が相談援助を行っています。また、各類型のコーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しています。

<利用者支援と相談窓口との関連>



「基本型」利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しています。平成28年度(2016年度)からは子育て支援コーディネーターが保育教諭の出前講座に同行し、出張相談を実施しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

「特定型」利用者支援事業

子ども・子育て支援新制度*への理解を深め、就学前施設をより円滑に利用できるよう、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行っています。

「母子保健型」利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施しています。相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、子育て支援センターや医療機関、就学前施設、放課後児童デイサービス、福祉事務所、市の就労支援窓口などへつなぎ、支援の充実を図っています。平成28年度(2016年度)からは妊娠中に個別に支援プランを策定し、その人に応じた適切な時期にきめ細やかな支援を行っています。

(2) 子育てに関する情報発信の充実**■子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」**

子育てに関する情報を一元化して発信するため、平成27年度(2015年度)に子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」を開設し、行政サービスや親子で参加できるイベントなどをわかりやすく検索できるようになりました。また、平成28年度(2016年度)からはスマートフォン向けアプリのサービスも開始し、より身近なツールとしての利用を図っています。

<とよふあみ閲覧数>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
閲覧数	19,187件	86,424件	105,611件

■図書館や公民館での情報提供

図書館や公民館では、子育ての参考になる一般書、実用書などのコーナーや、市内の育児情報関連のチラシ置き場を設置し、市民への情報提供を行っています。図書館のWEBサイトでは「こどものページ」や「乳幼児のページ」によって子どもに関する情報を探しやすくしています。

今後の課題**●子育てに関する情報提供の充実**

ニーズ等調査では、子育てに関する事業や取組みについての認知度は前回調査と大きな変化はありませんでした。また、地域の支援者のヒアリングでは、支援が必要な人に情報を届ける仕組みや、子育てに関する成功体験やノウハウを整理して発信する仕組みづくりについての意見がありました。引き続き情報提供の充実に努めるとともに、情報発信の方法についても工夫が必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



2-2② 子育てに必要な情報提供等（家庭教育の支援）

これまでの取組み

（1）関係部局、機関・団体と一貫・連携した家庭教育の推進

■関係機関による家庭教育支援の取組み

家庭教育支援については、各部局で様々な取組みを進めてきましたが、保護者の支援において部局横断的に共通の認識で取り組むために、平成27年度(2015年度)に保護者に対する市としての共通認識を取りまとめ、職員、関係機関に周知しています。

○子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

あなたの子どもは、あなたにとって、世界でたった一人のとても大切な存在。誰かの子どもも、それはまったく同じ。だから、どこの子であっても、その子にとって何が最も大切かを、いつも最優先で考えてあげてほしいな。

○ありのままの自分で子どもと向き合い、子育てを楽しもう。

子育ては、はじめはみんな初心者。わからなくてもはずかしくないよ。こまったときは、まわりの人の力を借りよう。あなたは一人じゃないよ。自信と勇気をもって、たっぷり子育てを楽しんでほしいな。

○子どもと一緒に成長できる喜びを感じてほしいな。

子育てには、つらさやしんどさ以上に、喜びと楽しさにあふれたもの。子どもをきちんと見守りながら、徐々に子離れしていくことで、子どももあなたも、しっかりと成長していけるよ。

家庭や地域の教育力の向上のための講座や体験活動、世代間交流等学習機会を提供しています。これらの講座などは、子育てに関する情報提供や啓発以外に、参加者同士の仲間づくりにもつながっています。

■乳幼児期からの家庭教育の支援

乳幼児の健やかな成長を願い、絵本との出会いや、絵本を通した子どもと保護者とのふれあいを支援するブックスタート事業「えほんはじめまして」を4か月児健康診査時に実施しています。市民と協働し、地域で子育てを応援していることを伝えながら、すべての赤ちゃんに絵本を手渡せるよう取り組んでおり、会場には布の絵本や外国語の絵本、事業の趣旨を説明した配布用のデージー*資料や多言語リーフレットも用意しています。また図書館では、保健師による「すくすくあかちゃんタイム」や歯科衛生士による食育コラボ「みんなでは・は・は」を実施しています。

（2）子育て家庭の状況に応じた子育て・子育て講座等の学習機会の充実

■父親への情報提供

子育て支援センターや保健センター、南部地域連携センターなどでは、普段育児に関わる機会の少ない父親が子どもとふれあったり、子育てについて学べる機会を提供したりしています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

子育て支援センターの「親を学ぶプログラム（パパ編）」は、参加者数が年々増加しており、男性対象の講座への関心が高まっています。平日の夜間や土曜・日曜に開催するなど参加しやすい工夫をしています。

＜親を学ぶプログラム（パパ編）参加者数＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	18人	23人	56人

今後の課題

●保護者同士のつながりづくり

ヒアリング調査では、保護者が何気なく集え、相談できたり、子育ての悩みを互いに話しあえたりする場を求める意見がありました。同世代の子どものいる保護者同士が育児の悩みや不安を共有できる機会の充実が必要です。

特に、転入して間もない家庭、外国にルーツをもつ家庭など、身近に頼れる人がいない家庭に対して、保護者同士が知り合う機会を提供することで孤立を防ぎ、気軽に相談したり情報交換をしたりする地域のつながりづくりが必要です。

●多機関連携による情報提供の充実

ヒアリング調査では、必要な人に必要な情報が届いていないという意見がありました。重要な情報の周知・啓発については、すべての子どもの保護者に必要な情報が届くよう、たとえば、乳幼児健康診査の機会を活用したり、小・中学校等と連携するなど、情報提供の工夫が必要です。

●子育ての意義、楽しさに関する周知・啓発

ニーズ等調査では、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者は就学前児童で64.8%、小学生で58.5%と、前回調査のそれぞれ65.5%、58.3%とほぼ同じ状況で、改善がみられない結果となりました。前向きな気持ちで子どもと向き合えるよう、子育てに対する不安や負担の軽減に努めるとともに、子育ての楽しさや子どもと一緒に成長できる喜びを伝えることが必要です。

●養育に課題のある家庭への支援

何らかの家庭事情により、養育の負担や不安が大きい家庭については、養育支援訪問事業など相談支援事業へつなぐことで、孤立の防止や、行政・学校・地域などが連携して継続的に支援することが必要です。



2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備

重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

これまでの取組み

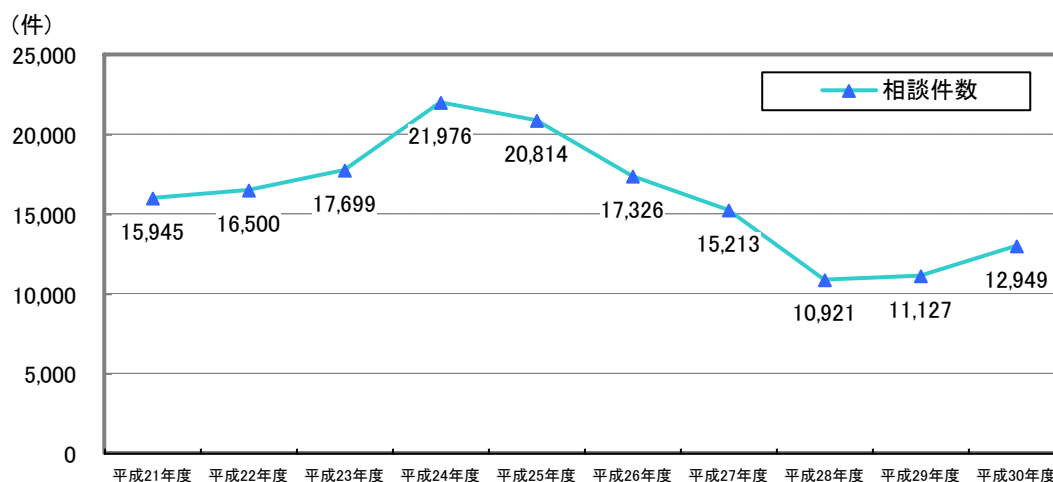
(1) 相談窓口の活用推進

■子育て支援センターや保健センターの相談窓口

子育て・子育てに関する相談体制としては、乳幼児期については、子育て支援センターや就学前施設、保健センターなどにおける面接相談や電話相談に加え、健康診査や絵本などのおはなし会等の会場に相談できる場を設けるなど、気軽に相談できる機会を充実させています。

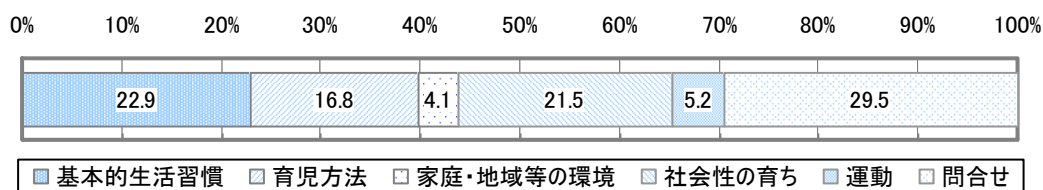
子育て支援センターでは、保育教諭や看護師などが育児、食事、健康等についての相談指導を行っています。また、保健センターでは、妊娠・出産・子育て相談窓口を設置し、保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・栄養士などが妊娠から出産、子育てに至る幅広い相談に対応しています。

<子育て支援センターの相談件数>



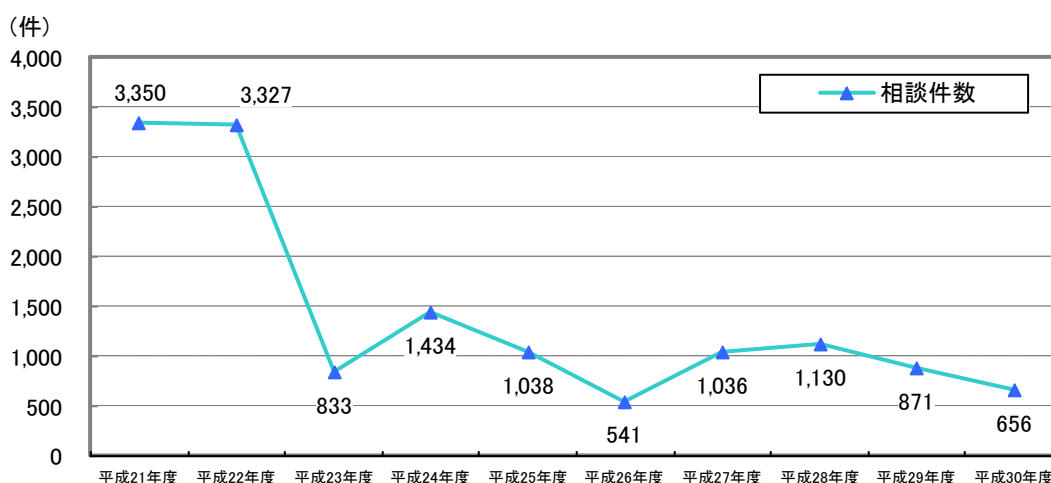
資料：豊中市こども相談課調べ

<子育て支援センターにおける相談事業 相談内容の内訳 (平成30年度)>



4 章 これまでの取組みと今後の課題

＜公立こども園の相談件数＞



資料：豊中市こども事業課調べ

※地域子育て支援センターを併設していない施設のみ

(2) 子どもの相談窓口体制の整備

- ◆「1-4(4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」に記載しています。

(3) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ*型）支援体制の強化

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業では、子育て支援に関する情報提供及び助言を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合には適切なサービスにつなげています。また、主任児童委員*と一緒に訪問することで、親子と地域とをつないでいます。

＜こんにちは赤ちゃん事業の実施状況＞

	訪問対象人数	実面談数	面談率
平成26年度	3,587人	3,253人	90.7%
平成27年度	3,687人	3,345人	90.7%
平成28年度	3,583人	3,277人	91.4%
平成29年度	3,497人	3,261人	93.3%
平成30年度	3,561人	3,369人	94.6%

※子育て支援センターと保健センターの合計

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



■養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問）

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供と啓発を行うほか、孤立していると感じる保護者をサポートし、子育てに対する不安の軽減するため、乳幼児健康診査未受診者等に対して、訪問型（アウトリーチ*型）の支援事業を行っています。保健師や保育士などが家庭を訪問し、子どもの様子を見ながら具体的に育児方法などの助言を行い、訪問件数は増加しています。

子育て支援センターでは、こんにちは赤ちゃん事業の関わりから、継続的な支援が必要として育児支援家庭訪問事業につなげたり、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭や不安の高い家庭に対し、保育教諭や臨床心理士等が訪問型（アウトリーチ型）による保護者支援を行うことで、児童虐待の予防につながるセーフティネット*機能を担っています。

<育児支援家庭訪問の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ訪問回数	359回	321回	265回	427回	470回

※子育て支援センターと保健センターの合計

■身近な場所でのつながりづくり

自ら施設に出向くことに不安を感じている保護者とつながるため、保育教諭等が地域の身近な公園を訪問し、出会った親子に情報提供を行ったり育児相談に応じたりしています。

（4）多様な子育て支援の充実

■就学前施設の一時預かり

就学前施設で一時預かり（断続的一時保育・緊急一時保育）を実施しており、保育施設の整備に伴い実施施設数が増加しています。また、幼稚園においては教育標準時間外に一時預かり（延長保育）を実施しています。

<一時保育の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	49か所	51か所	59か所	62か所	69か所
定員	73,794人日	77,352人日	75,301人日	82,919人日	97,088人日
実績	38,329人日	34,870人日	34,103人日	32,505人日	29,517人日

<幼稚園の預かり保育の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	—	41か所	40か所	36か所	36か所
実績	203,689人日	200,761人日	189,063人日	180,301人日	167,151人日

4章 これまでの取組みと今後の課題

■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

平成29年度（2017年度）に本市に開設した児童養護施設「翼」でショートステイとトワイライトステイを開始し、平成30年度（2018年度）の実施施設数はそれぞれ5か所、4か所となっています。

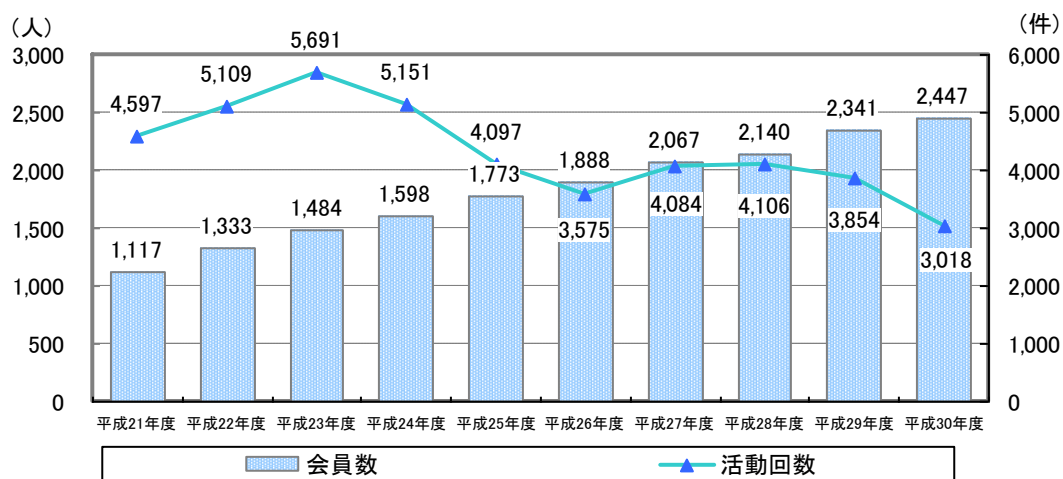
＜一時預かり事業の実施状況＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ショートステイ	箇所数	3か所	3か所	4か所	5か所	5か所
	延べ人数	261人日	180人日	123人日	212人日	441人日
トワイライトステイ	箇所数	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所
	延べ人数	4人日	4人日	5人日	3人日	99人日

■ファミリー・サポート・センターの活用

地域で子育てを支え合い、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる子育て支援環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施しており、就学前施設への送り迎えや帰宅後の預かり、子どもの習い事への送り迎え等の育児の援助が必要な人と援助ができる人とをつないでいます。

＜ファミリー・サポート・センターのサービス件数・会員数＞



資料：豊中市こども政策課調べ

＜ファミリー・サポート・センター活動内容(平成30年度)＞

内容	回数	内容	回数
保育所・幼稚園の登園前の預かり	5	保育所・学校等休み時の預かり	67
保育所・幼稚園の送り	90	保育所等施設入所前の預かり	0
保育所・幼稚園の迎え	380	保護者等の短時間・臨時的就労の場合の預かり	99
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	746	保護者等の求職活動中の預かり	0
学校の放課後の預かり	55	保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の預かり	18
放課後こどもクラブの迎え	38	保護者等の外出の場合の預かり	26
放課後こどもクラブ終了後の預かり	440	保護者等の病気、その他急用の場合の預かり	21
子どもの病気時の預かり	0	他の子どもの病気等で保護者が関わる場合の預かり	52
子どもの習い事等の場合の送迎及び預かり	918	その他の預かり・送迎	63



(5) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

■子育てについて、社会的な援助が必要な家庭への支援

ひとり親家庭、難病、障害のある保護者、多胎児のいる家庭、産後期間等で、子育てについて社会的な援助が必要な家庭を支援するため、保育サービスの優先的な受け入れを行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や各種の相談窓口などで個別の支援が必要と判断された家庭については、子育て支援センターや保健センターによる育児支援家庭訪問を行っています。

◆育児支援家庭訪問については、「2-3（3）自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ*型）支援体制の強化」に記載しています。

平成30年(2018年)に市内に児童養護施設「翼」を開設し、保護者のない児童や家庭での養育が不適切と判断された児童などが安心して過ごせる場を提供するほか、子育て・子育て支援事業として、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）及びこども総合相談窓口（夜間休日の電話対応）を委託しています。施設がもつノウハウを活用し、子育て・子育て支援事業の充実を図り、保護者が安心して子育てできる環境を整備するとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

■障害のある子どもへの切れめのない支援

障害のある子どもを取り巻く現状、課題及び市を含めた関係機関の役割を整理し、取り組みを進めるため、平成28年(2016年)に「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」をとりまとめました。また、同年、義務教育期間の子どもを主な対象として策定した障害児教育基本方針を改定しました。

さらに、平成28年(2016年)の児童福祉法の改正に伴い、障害のある子どもを対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービス量の見込みを示すとともに、その確保のための方策を定めるため、平成30年(2018年)に「第1期豊中市障害児福祉計画」を策定しました。

これらの考え方を踏まえ、令和元年度(2019年度)にこれまでの医療型児童発達支援センターしいの実学園と福祉型児童発達支援センターあゆみ学園の機能を再編し、豊中市立児童発達支援センターを開設しました。子どもの障害の種別に関わりなく一人ひとりの発達特性に応じた支援のコーディネート機能を強化し、以下の事業を実施しています。また、豊中市立障害福祉センターひまわりをはじめとする関係機関と連携した成人期までの切れめのない支援を行っています。

＜児童発達支援センター（稲津町）＞

事業名	内容
こども療育相談「つぼみ」	初期の相談窓口、サービス等の利用計画の相談、子どもの所属する施設への訪問支援
発達支援「くるみ」	親子通所・小集団親子教室
診療所「しいのみ」	身体障害や発達に課題のある子どもの診療、リハビリテーション

< 児童発達支援事業所（桜の町） >

事業名	内容
単独通所「あゆみ」	小集団での療育
個別療育「カラフル」	個別の発達特性にあわせた療育
障害児一時預かり「リーフ」	発達に支援の必要な子どもの一時預かり

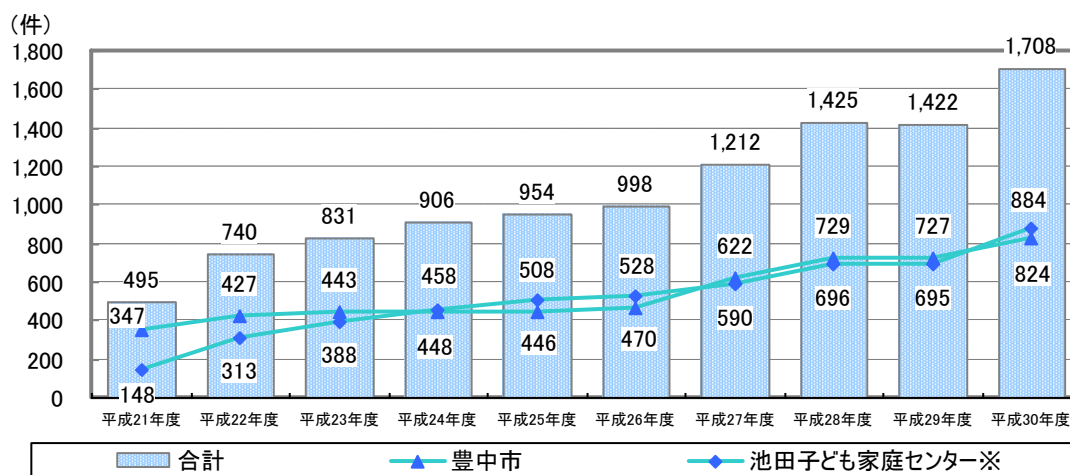
■外国人市民の子どもや子育て家庭への支援の充実

外国人市民の子育てを支援するため、多言語での相談窓口の設置のほか、各種制度の周知を図るため、多言語の保育サービスの案内（3言語）、母子健康手帳（8言語）、外国人向け市政案内（4言語）、図書館の利用案内（10言語）などを発行しています。

■児童虐待防止策の総合的な推進

児童虐待の防止や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うため、大阪府池田子ども家庭センターや関係機関等と連携し、対応しています。

< 児童虐待通告件数の推移 >



資料：大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども相談課調べ

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

※児童虐待相談件数：児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談（疑い、おそれを含む）を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている。

児童虐待の予防に向けては、保護者の育児や日常生活における不安や負担感等を早期に解消し、安心して子育てできるよう支援していくことが重要です。産後うつや早期発見・早期対応や新生児への虐待予防等を図るため、平成29年度(2017年度)に産婦健康診査の一部公費助成を開始しました。特に育児支援を必要とする母子を対象として、宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業も開始し、市委託の医療機関において助産師、保健師または看護師が、産婦のケアや乳児のケア、育児に関する相談及び指導、食事の提供を行っています。



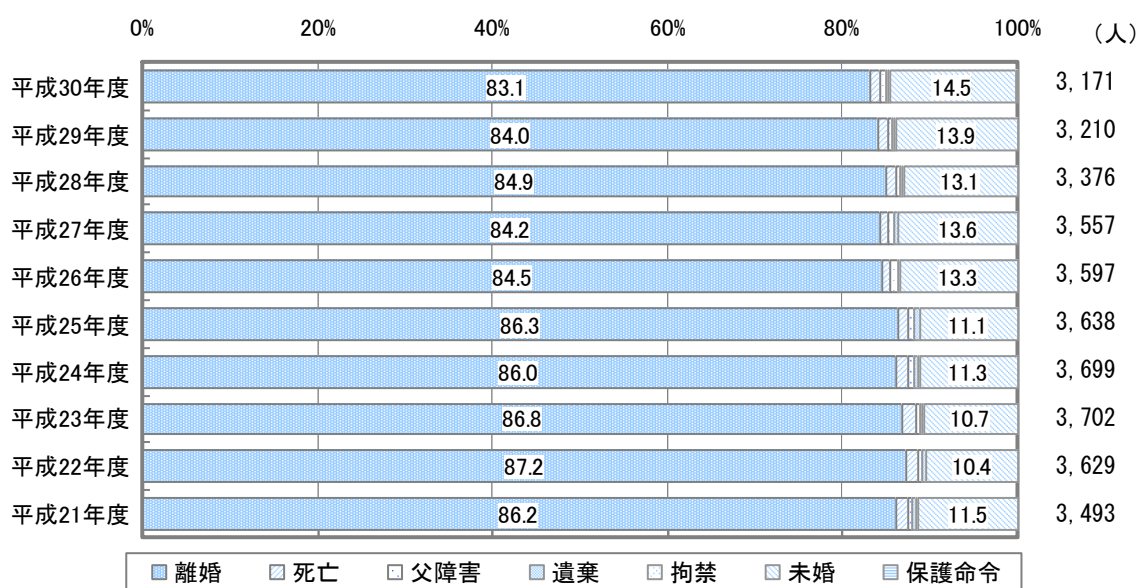
「子育て心の悩み相談」では、臨床心理士が保護者の子育ての悩みや不安、子どもとの関係についての相談を受けながら児童虐待の防止に取り組んでいます。

虐待してしまう保護者は、様々な悩みや生活課題を抱えていることが多いため、複数の課題に対してそれぞれの関係機関が連携して支援することがより効果的です。特に、在宅での支援が適当と思われる事例に対しては、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）*の構成機関で役割分担しながら定期的に子どもや家庭の状況を確認しながら、継続的な支援を行っています。

■ひとり親家庭への支援の充実（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画）

ひとり親家庭は、子育てや生計の担い手等いくつもの役割を一人で担うことが多く、子育てや生活等で様々な困難を抱えており、相談や自立支援等個々の家庭状況に応じた支援に取り組んでいます。また、ひとり親家庭の立場に立った支援事業や、保護者や子どもの交流の場づくり等、個々の家庭のニーズに合った支援事業の充実に取り組んでいます。

＜児童扶養手当受給理由割合及び受給権者数の推移＞



資料：豊中市子育て給付課調べ

就労支援については、平成27年度(2015年度)から、毎年8月に実施する児童扶養手当の現況届の受付期間中に、ハローワークと連携して就労の特別相談を実施しています。

子どもの学習支援については、ひとり親家庭学習支援教室の費用を見直し、平成27年度(2015年度)から月3千円の低廉な費用としています。

生活の支援については、平成29年(2017年)8月からひとり親家庭等日常生活支援事業としてファミリー・サポート・センター利用料の補助を行っています。従来のヘルパー派遣とあわせてひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

＜ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援 (ファミサポ補助)	利用世帯数	—	—	—	12世帯	13世帯
	延べ利用回数	—	—	—	87回	76回
生活援助 (ヘルパー派遣)	利用世帯数	10世帯	9世帯	10世帯	10世帯	7世帯
	延べ利用回数	53回	38回	54回	30回	27回

ひとり親家庭相互の交流及び各種相談、生活指導及び生業指導を行う施設である母子父子福祉センターでは、多くが離婚前の相談であることから、離婚前の養育費の確保と面会交流の取決めに向けた相談体制の強化を図るため、平成27年度(2015年度)から弁護士と専門相談員による相談を行っています。

今後の課題

●保護者同士が支え合う環境づくり

ニーズ等調査によると、同じ年代の子どもがいる保護者との交流や、保護者同士が相談したり、子育て経験者と知り合う機会が求められています。また、ヒアリング調査では、「孤立している保護者の悩みへの対応や支援がさらに必要」「地域、子育て家庭、教育・保育施設とのつながりの強化が必要」「発達に課題のある子どもを支援するための支援者同士の連携強化が必要」などの意見が多くありました。一方で、支援に関わる人の「担い手不足」が課題として挙げられ、「活発な地域力を生かし、子育て中の保護者の潜在的な力をもっと有効活用する」という提案がありました。

引き続き、保護者同士や子育て経験者とのつながりづくりに取り組むとともに、保護者同士が主体的に地域や他の保護者と関わりをもち、支え合う環境づくりが必要です。

●保護者が気軽に相談できる仕組みづくり

ヒアリング調査では、必要な人に必要な情報が届いていないという意見がありました。ひとり親アンケート調査でも、望む施策として「気軽に相談できる場所や相談体制の充実」の回答が多く、引き続き様々な情報媒体を活用した周知や保護者が気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。また、孤立しがちな保護者や自ら出向くことが困難な保護者に対して、訪問型(アウトリーチ*型)支援による取組みの充実が必要です。

●多機関の連携による相談支援

相談内容が多様化・複雑化しており、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育等様々な関係機関にまたがる事案もあることから、情報交換を通じて関係機関の連携を深めるとともに、個別のケースを共有し、相談担当職員の専門性を深めていくことが必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



●多様な保育サービスの充実

核家族化や共働き世帯が増加している中、残業や出張、自身の病気、冠婚葬祭時の子どもの預かりニーズ等に対応するため、多様な保育サービスの充実に引き続き取り組む必要があります。特にひとり親の就労に関しては病児保育の充実を望む声が多く寄せられています。

また、保育施設での一時預かり事業ではリフレッシュ目的の利用も可能ですが、実施施設によって運用が異なることもあるため、利用時間や利用方法など、利用しやすい仕組みとなるよう工夫や施設への働きかけが必要です。

2-4 子育てと仕事の両立の推進

これまでの取組み

(1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

■公立保育所・幼稚園の認定こども園★化

新制度の移行にあわせ、公立園として柔軟な対応ができるよう、平成27年度(2015年度)に公立保育所19か所及び公立幼稚園7か所すべてを認定こども園に移行しました。

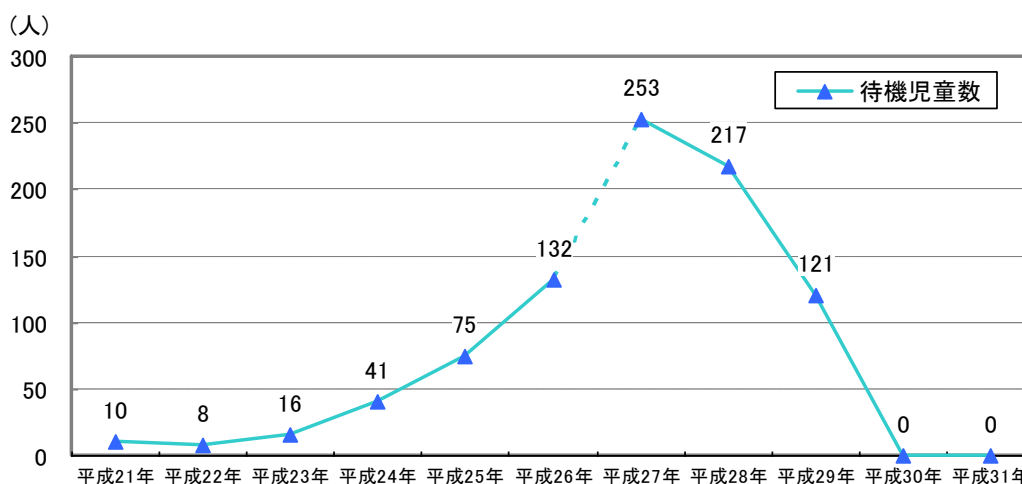
◆「1-1(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進」に記載しています。

■待機児童の解消

保育ニーズに対応するため、保育所等の新規整備や既存の私立幼稚園の認定こども園化などを進め、平成30年(2018年)と平成31年(2019年)の4月1日現在の待機児童は0人となりました。

今後も待機児童ゼロを維持しつつ、子育てしやすい環境整備を推進していくため、国の施策と連動し、保育定員の確保をはじめとする4つのメニューを展開する「豊中版子育て安心プラン」を平成31年(2019年)2月に策定しました。

<保育所等の待機児童数の推移>

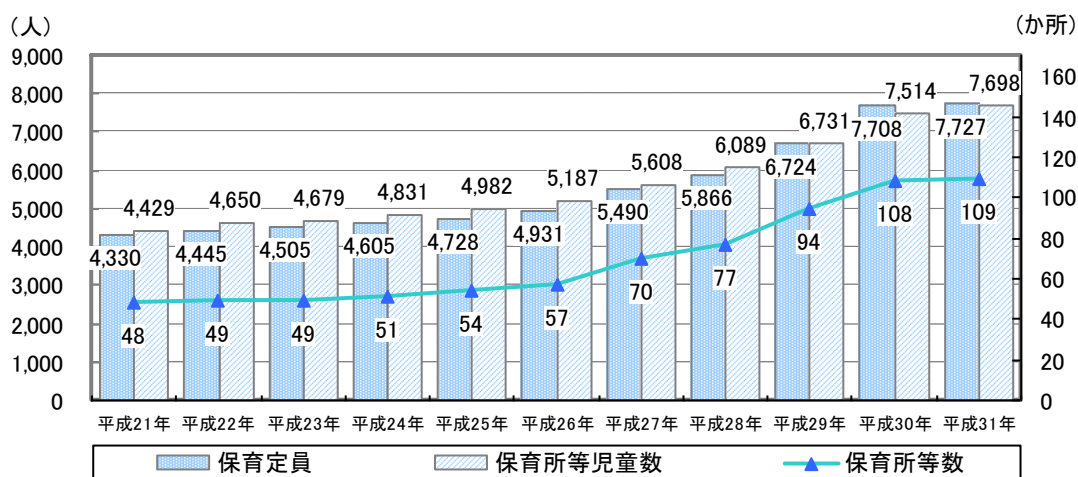


資料：豊中市子育て給付課調べ（各年4月1日現在）

※平成27年(2015年)から国により待機児童の定義が変更になったため、平成27年(2015年)以降の待機児童数は平成26年(2014年)までの集計方法とは異なる。また、平成27年(2015年)からは従来含んでいなかった、求職活動中の方や64時間以上96時間未満の短時間就労者や内定中の方の児童を含んでいる。



＜保育所等の状況＞



資料：豊中市子育て給付課調べ（各年4月1日現在）

※他市委託・他市受託を除く

※平成26年(2014年)までは保育所のみ対象だったが、平成27年(2015年)からは、子ども・子育て支援新制度*に伴い保育所及び認定こども園* (2号、3号)、地域型保育事業を対象としている。

希望施設を選ぶ際の参考情報として、認定こども園、保育所、事業所内保育事業、小規模保育事業、家庭保育所、幼稚園（新制度）など、市が選考を行う教育・保育施設の施設ごと歳児ごとの空き状況を市ホームページで提供しています。

■病児保育事業

これまで中部に病児保育室2か所、病後児保育室1か所（本町こども園内）を設置していましたが、平成28年度(2016年度)末をもって本町こども園内の病後児保育室を閉室し、平成29年度(2017年度)に新たに北部に病児保育室を1か所設置しました。病児保育室の増加に加え、市民への周知が進んでおり、着実に活用されています。

＜病児保育事業の利用実績＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	537人日	2,602人日	14,407人日	20,611人日	19,196人日
病後児保育事業	316人日	215人日	136人日	—	—
病児保育事業	221人日	2,387人日	2,963人日	4,009人日	3,043人日
体調不良児対応型	不明	不明	11,308人日	16,602人日	16,153人日

（２）子育てと仕事の両立推進に向けた、家庭・企業・事業所等への啓発

■男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担や仕事優先の考え方にとらわれず、男女がともに子育ての喜びと責任をわかちあえる男女共同参画社会への啓発を進めています。

■父親の育児に対する支援

ワーク・ライフ・バランス*に関する講座や父親向け子育て講座を実施するなど、父親の育児参加を促進するだけでなく、父親同士のつながりづくりにも取り組んでいます。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでは、父親が子どもと一緒に過ごせる居場所とするため、平成28年度(2016年度)に「おとうさんのひろば」をスタートし、平成29年度(2017年度)に常設化しました。月に1回、父親が子どもと一緒に読み聞かせを楽しめるようにライブラリー内にスペースを設けています。

今後の課題**●保育定員・保育人材の確保**

ニーズ等調査では、フルタイムやパート・アルバイトで就労する母親の割合が前回調査の約1.4倍となり、保育所や認定こども園*、幼稚園の預かり保育、放課後こどもクラブ等の保育の利用希望も高まっています。これに対応するため、引き続き保育定員・保育人材の確保が必要です。一方で、将来予測される0～5歳人口の減少に備えた適切な確保方策が必要です。

●ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き家庭が増加するなか、子育てと仕事を両立できるよう、引き続き父親支援を含め子育て支援サービスに関する保護者への情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する企業への周知・啓発が必要です。

●国の動向にあわせた施策の展開

保育の無償化や働き方改革など、国の動向に注視しながら、市民のニーズに応じた施策展開が必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

子どもと保護者のそれぞれが健やかに安心して生活することができるよう、保健医療体制の充実、子どもや子育て家庭にとって暮らしやすい環境づくり、子どもの安全確保に向けた取組みの充実などが必要です。

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

これまでの取組み

(1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

■妊産婦への保健指導・情報提供

すべての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による面接や保健指導を行い、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から切れめなく妊婦を支援しています。

平成28年度(2016年度)からは、利用者支援事業「母子保健型」として、子育て支援コーディネーター[★]を千里・中部・庄内の各保健センターに配置し、支援ニーズを踏まえた情報提供を行うほか、母子健康手帳交付時に支援プランを策定し、妊婦にあわせたきめ細やかな支援を行っています。

また、4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」によって、子育て不安のある家庭等の支援につなげており、面談できなかった家庭に対しては子育て支援センターや保健センター等が連携し状況の把握に取り組んでいます。

情報提供としては上記のほか、専門職の視点を生かした妊娠期の教室、両親教室、離乳食講習会、幼児食講座など様々な機会提供をしています。

■産後ケア事業の開始

産後うつ[★]の早期発見・早期対応等のため、産婦健康診査、医療機関との連携等により把握した支援が必要な産婦や新生児・乳幼児に対して、保健師や助産師が家庭訪問し、保健指導などの支援を実施しています。近年、医療機関との連携が進み、訪問件数は増加傾向にあります。

また、平成29年度(2017年度)から、家族などの産後の援助が受けられない人で、育児支援を特に必要とする母子(生後3か月未満)を対象に、宿泊型またはデイサービス型産後ケア事業を実施しています。

(2) 母子保健や小児医療体制の充実

■母子保健

妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊婦・産婦・乳幼児の健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談等を行っています。

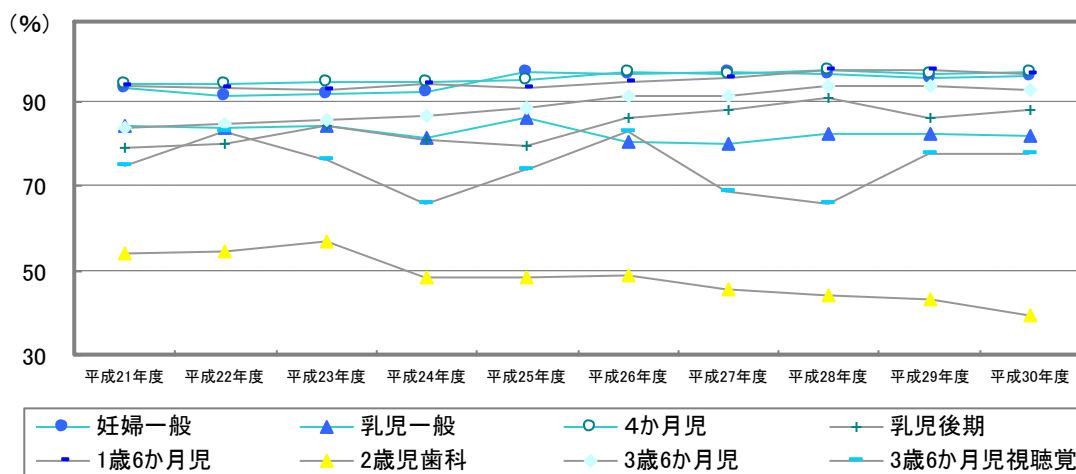
★は資料編「6 用語集」をご覧ください

4章 これまでの取組みと今後の課題

このうち、妊婦健康診査については、受診を促進するため公費助成額を増額しています。また、平成29年度(2017年度)から、産婦健康診査の一部公費助成を開始しました。産婦健康診査により、産婦の心身の不調を早期に発見し、産科医療機関と保健センターが連携し、訪問指導や産後ケア事業などの支援を行い、必要に応じて、精神科医療機関を紹介するなど、産後うつ予防に取り組んでいます。

乳幼児の健康診査や検診においては、子どもの健康状態の診察だけでなく、保護者の様子や育児に関する悩みを確認することで、子どもの健康や育児に不安を抱える保護者の支援も行っています。保健センターで実施している健康診査や検診では、保護者同士が交流したり、医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士など複数の専門職に相談したりすることができ、乳幼児期の保護者の不安解消にもつながっています。

＜各種健康診査の受診率＞



資料：豊中市母子保健課調べ

※2歳児歯科は、経過観察が必要な幼児を対象にしたフォロー健診。平成22年度(2010年度)までは「2歳のこりちゃん歯科健診」として2歳代に実施していたが、平成23年度(2011年度)から1歳6か月健康診査後の相談事業と統合し、対象を1歳10か月に変更して実施している。

■医療体制の充実

周産期医療については、市立豊中病院（地域周産期母子医療センター）において、基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦*、治療が必要な赤ちゃんに対し高度な医療やケアを提供しています。

小児医療については、市立豊中病院では、豊能広域こども急病センターの後送病院として週4日翌朝までの小児の二次救急医療を行っています。また、休日急病診療は、豊能広域こども急病センターを中核として、市内2か所（上野坂・島江町）で実施しています。小児医療の向上のため、乳幼児健康診査等に従事する医師、保健師、助産師等を対象として、乳幼児健康診査や虐待予防、発達障害などをテーマとした定期研修も開催しています。

また、人工呼吸器や酸素吸入などの医療的ケアが必要な児童や小児慢性特定疾患児とその保護者が安心して在宅療養生活を送ることができるように、医療機関や訪問看護ス

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



ーションとともに、保健所、就学前施設、学校などの関係機関が連携して切れ目のない支援をしています。

(3) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

■安心して生活できる道路・公園・住宅等の環境整備

子どもや子育て家庭が利用しやすい生活環境の整備に向けて、公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間を形成するため、通行に支障がある歩道について拡幅や構造形式の変更等の改良整備を実施しています。

また、公園では、子どもの安全を確保するため、計画的に遊具の改築・更新を進めており、定期的な遊具の点検に加え、地域住民団体と市が公園の管理・運営を協働で行う自主管理協定により施設の不具合の発見を行い、安全確保に取り組んでいます。

市営住宅では、募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定したり、ひとり親世帯などを対象にした抽選時倍率優遇制度を設けたりすることで居住の安定確保に取り組んでいます。

■このまちみんなで子育て応援

乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換、遊びのスペースが自由に利用できる公共施設等に「赤ちゃんの駅」標識（看板またはステッカー）を掲示しており、令和元年(2019年)5月現在169か所となっています。

また、前回のニーズ等調査で多くあがった、子育て中の保護者が子どもとの外出時に困ることとして、「小さな子どもの食事に配慮された場所（店）が少ない」「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所が少ない」といった声を受けて、子連れで安心して外出が楽しめるお店や施設を「子育て応援団」として発信する、「とよなか子育て応援団」事業を平成27年度(2015年度)から実施しています。令和元年(2019年)5月現在の登録店舗等は136か所となっており、子育て家庭が安心して外出でき、また、まち全体で子育て家庭を応援する機運づくりをしています。

赤ちゃんの駅



とよなか子育て応援団



(4) 各種手当及び助成による、子育て家庭への経済的な支援

各種手当・助成等の普及については、児童手当、児童生徒にかかる就学援助、子ども医療費助成等子育てに関する各種手当及び助成を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、制度の周知を図り、支援を必要とする人の利用を促進しています。

このうち、子ども医療費助成制度では、平成29年(2017年)11月診療分から対象を小学生(12歳到達後最初の3月31日までの児童)から中学生(15歳到達後最初の3月31日までの児童)へ拡大し、さらに令和元年(2019年)11月には、高校生年代(18歳到達後最初

の3月31日までの児童)へ拡大しています。その他に小児慢性特定疾病医療費助成制度、未熟児養育医療給付等の医療費助成があり、慢性の疾患をもつ子どもや早産などで入院が必要な子どもの支援を行っています。

また、不妊治療の経済的負担を軽減するため、国の制度に基づいた助成を行っており、男性の不妊治療に関する問い合わせは増加傾向にあります。

今後の課題

●保護者の不安感・負担感の軽減

ニーズ等調査では、約40%の保護者が子育ての不安・負担感を感じていると回答しています。就学前児童の保護者が感じている悩みや気になることとして、子どもに関しては「子どもの教育」に次いで「食事や栄養、睡眠」「病気や発育・発達」が多く、保護者に関しては「子育てにかかる出費がかさむ」が前回調査に比べて増加しました。また、身近な人に子どもを預けられることと子育ての不安・負担感に相関がみられます。以上から、引き続き教育や発達にかかる相談・講座の充実や経済的支援など、不安感や負担感を軽減する取組みが必要です。

●公園施設などの整備

ヒアリング結果では、公園の施設の維持管理についての意見が寄せられています。今後も公園の機能保全・向上を目的とした計画的な維持管理をはじめ、子育て・子育てにやさしい生活環境の確保が必要です。

●母子保健事業

母子保健事業については、引き続き母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等、すべての妊婦や乳幼児に面接や診察する機会を活用し、多職種の専門職が支援を必要とする保護者や子どもを早期に発見し、保健医療の視点による評価に基づき、適切な医療や支援につなげることが重要です。

産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾患をもつ子どもや医療的ケア児[★]の支援の観点からも、産科・小児科だけでなく、精神科や内科など様々な診療科の医療機関との連携をさらに強化する必要があります。

●医療体制

市立豊中病院では、NICU（新生児集中治療室）を設置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしていますが、本市及び周辺地域の周産期中核病院として、全国平均を大きく上回る母体搬送を受け入れており、24時間体制での産科救急を維持するためには、医師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



3-2 子どもの安全確保

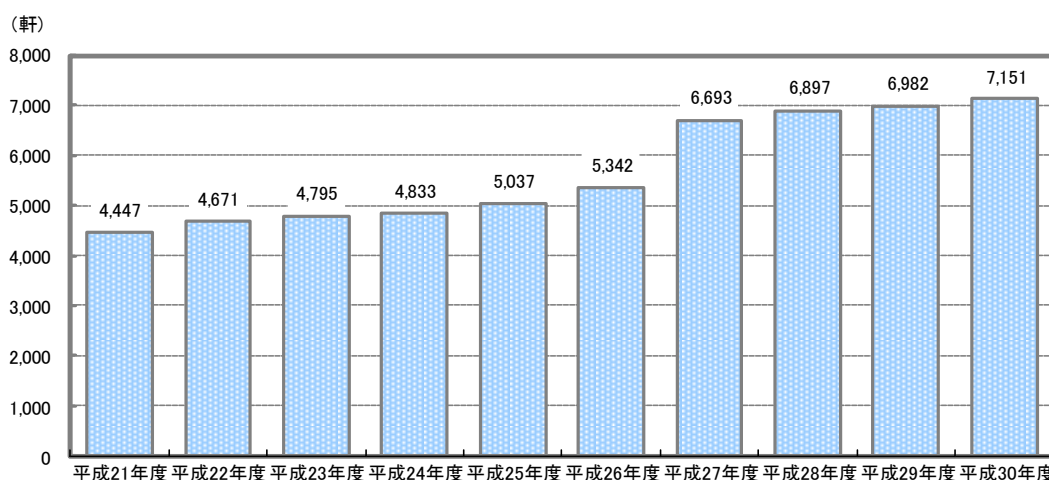
これまでの取組み

(1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

地域における見守り体制づくりの一環として、市民・事業者等に「こども110番の家★」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力を依頼しています。

また青色防犯パトロールの実施や子どもの安全見守り隊★などPTAや青少年健全育成会、自治会等の地域住民や団体により地域全体で子どもを見守る活動を実施しています。

＜こども110番の家 協力家庭数＞



資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ

(2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

■災害に関する啓発

消防局では、子どもに対する防火・防災教育として、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災意識の普及啓発を行っています。また、子どもの頃から命の大切さや応急手当の重要性を知ってもらうためジュニア救命サポーター事業も実施しています。

保健所では、災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置（PFA）を啓発する取組みを行っています。

■暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）

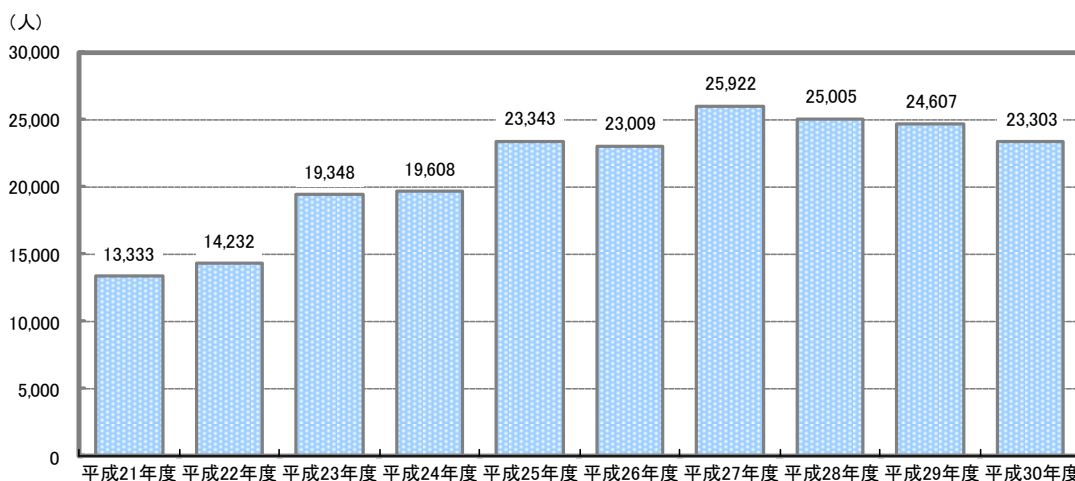
街頭犯罪の未然防止及び早期解決のため、平成28年度(2016年度)から2か年で、各小学校区の通学路を中心に市域全体で1,230台の「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」を設置しました。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

■豊中市通学路交通安全プログラム

交通安全活動については、交通安全教室を学校園でも行うほか、通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、平成28年(2016年)に「豊中市通学路交通安全プログラム」を策定し、さらに、平成31年(2019年)には再度、通学路点検を実施し、新たなプログラムを策定しました。これに基づき、全41小学校区で3年ごとに点検、対策、評価、改善を繰り返し行い、通学路の安全性の向上を図っています。

＜交通安全教室の参加者数＞



資料：豊中市交通政策課調べ

今後の課題

●地域の防犯・防災意識の向上と地域活動の担い手の確保

ニーズ等調査によると、登下校時の安全確保など、子どもの安全対策を重視する保護者が多くみられます。このことから、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、また、災害時に適切な行動がとれるよう地域の防犯、防災意識の向上が必要です。

引き続き関係団体と連携した市民や事業者への周知啓発を行うとともに、登下校時の通学路における子どもの見守り活動や災害時の要配慮者支援策について、周知に努めるとともに防災教育を進めるなど、子どもの安全確保に向けて地域と連携した取組みの充実が必要ですが、関係団体の担い手の確保・育成が課題となっています。



これまでのまとめ

■これまでの取組みの総括

前計画以前から取り組んでいる、地域の子育て支援の充実や、地域の教育力の向上などの総合的な取組みの成果として「地域の人に支えられていると感じる保護者」が増加しました。今後もこの成果を継続的なものとして生かし、ボランティアなど支援の担い手不足の課題へ対応するため、さらに多様な主体の参画、市民協働を推進し、地域社会全体で子育て・子育て支援を担う必要があります。一方、子ども自身の力、保護者自身の力をもっと高めていくことで、自身が子育て・子育て支援の担い手につながるような事業展開が必要です。

前計画で取り組んだ重点施策については、以下のとおり進捗がありました。

①子どもの社会参加の促進

- ・市の事業数は増加した一方、ニーズ等調査結果からは、小・中学生の多様な体験機会経験数の減少傾向がみられました。今後、その要因分析を行い子どもの体験機会の充実に向けた取組みが必要です。

②子どもの相談窓口体制の整備

- ・利用者支援事業の開始やこども総合相談窓口における年齢の切れめのない体制づくり、子ども自身が相談でき、保護者や関係機関などの相談も24時間365日一元的に受ける相談体制を整備しました。
- ・こども総合相談窓口の相談件数は年々増えており、今後はその効果的な活用の促進と、予防的支援の充実が必要です。

③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

- ・障害児支援については、平成28年度(2016年度)に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に基づき「気づく」・「つなぐ」・「支える」の基本姿勢のもと、関係機関連携を推進し、平成31年(2019年)4月には障害の種別に関わりなく支援を行う児童発達支援センターを整備しました。今後とも切れめのない支援の取組みが必要です。
- ・子どもの貧困対策については、平成29年度(2017年度)に「子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」を策定しました。子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所の広がりや、支援機関の連携が進んでおり、今後とも、子どもの生活に関する実態調査から見えた課題解消に向け継続的な取組みが必要です。
- ・外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援については、子どもサポート事業をはじめとして、関係機関と連携した居場所づくりやエンパワメント*などを推進しています。
- ・児童虐待の予防については、訪問事業に力を入れ、こんにちは赤ちゃん事業の面談率の向上、訪問件数増などの成果につながっています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

前述のほか、待機児童の解消をはじめ、様々な成果がありました。以下のようにニーズ等調査などからみえた課題もあり、引き続き総合的な施策展開が必要です。

ニーズ等調査結果等からみえた成果と課題（まとめ）

■子どもの体験機会の充実が必要

ニーズ等調査（平成30年度）

あらゆる分野で子どもが体験したことのある活動の機会が減少しています。子どもが一員として社会と関わり、将来に向けて必要な視点や知識を培うため、学校や地域をはじめとする様々な場での体験活動の機会の充実が必要です。

生活実態調査（平成28年度）

■貧困の状況にある子どもの学習意欲を高め、モデルとなる将来像を示すことが必要

困窮度*の高い世帯の子どもは学習理解度や、進学先として「大学」「大学院」を希望する割合が比較的低い傾向があります。貧困状態にある世帯の子どもの学習意欲を高めることで貧困の連鎖を断ち切ることにつなげるとともに、家庭以外の大人やロールモデルとなる年長者との関わりを通して、夢と希望をもって成長できる環境を整えることが必要です。

■雨の日に遊べる場所が求められている

ニーズ等調査（平成30年度）

就学前の親子や子ども同士が安心して過ごせる居場所が求められており、特に、雨の日に遊べる場所がないと感じる保護者や子どもが多くなっています。

■地域の人に支えられていると感じる保護者が増加

ニーズ等調査（平成30年度）

乳幼児健康診査時の絵本の読み聞かせスタッフや認定こども園*等での地域子育て支援事業での園職員との関わりなどを通して、保護者と接する機会の充実に努めてきました。なお、地域の人に支えられていると感じる人は子育ての不安や負担感が低い傾向があります。

■子育てに不安や負担を感じる保護者が約40%

ニーズ等調査（平成30年度）

子育てに関する悩みとして、保護者自身の時間的・体力的な負担や子育てにかかる出費、子どもの教育などを挙げる保護者が多く、子育てに不安や負担を感じる保護者は就学前児童・小学生の保護者ともに約40%と増加傾向となっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

■多様な保育サービスの充実や保護者の休息のための機会が必要

女性の就労率の上昇とともに共働き世帯が増加しており、仕事と子育てを両立させる上での課題として、緊急時の子どもの預け先がないことや、保護者自身に余裕がないことが挙げられます。多様な保育サービスを充実するとともに、安心して子どもと向き合うために保護者がリフレッシュできる環境づくりが必要です。

*は資料編「6 用語集」をご覧ください